

平成 27 年第 3 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 27 年 9 月 4 日 開会

平成 27 年 9 月 11 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成27年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	8
○請願、陳情等の委員会付託	9
○議案第1号～議案第13号の一括上程、提案理由の説明	9
○認定第1号～認定第9号の一括上程	13
○決算書会計管理者説明	13
○平成26年度決算審査意見書報告	22
○散会の宣告	25

第 2 号 (9月10日)

○議事日程	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
○事務局職員出席者	27

○開議の宣告	28
○議事日程の説明	28
○一般質問	28
小山福績君	28
塚原利彦君	43
塚原義昭君	59
峰田昶君	75
坂口和子君	90
○委員長報告	107
○散会の宣告	110

第 3 号 (9月11日)

○議事日程	111
○出席議員	112
○欠席議員	112
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	112
○事務局職員出席者	113
○開議の宣告	114
○議事日程の説明	114
○認定第1号の質疑、討論、採決	114
○認定第2号の質疑、討論、採決	117
○認定第3号の質疑、討論、採決	117
○認定第4号の質疑、討論、採決	118
○認定第5号の質疑、討論、採決	119
○認定第6号の質疑、討論、採決	119
○認定第7号の質疑、討論、採決	120
○認定第8号の質疑、討論、採決	120
○認定第9号の質疑、討論、採決	121
○議案第1号の質疑、討論、採決	122
○議案第2号の質疑、討論、採決	125

○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 3 1
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 3 2
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 3 3
○同意第 1 号～同意第 2 号の一括上程、提案理由の説明	1 3 5
○同意第 1 号の質疑、採決	1 3 6
○同意第 2 号の質疑、採決	1 3 7
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○閉会中の継続審査の申し出について	1 4 0
○村長挨拶	1 4 0
○閉会の宣告	1 4 1
○署名議員	1 4 3

○ 招 集 告 示

麻績村告示第29号

平成27年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月25日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成27年9月4日（金） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君
4番 宮下仁雄君
6番 峰田昶君
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君
5番 塚原義昭君
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成27年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成27年9月4日（金）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第13号まで一括上程

議案第 1号 麻績村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 2号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 6号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 7号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 8号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 9号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 認定第1号から認定第9号まで一括上程

- 認定第 1号 平成26年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成26年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成26年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成26年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 決算書会計管理者説明

日程第 9 決算審査意見書報告

出席議員（7名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山福績君 | 3番 | 塚原利彦君 |
| 4番 | 宮下仁雄君 | 5番 | 塚原義昭君 |
| 6番 | 峰田昶君 | 7番 | 坂口和子君 |
| 8番 | 尾岸健史君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- | | | | |
|-----|-------|----------|-------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |

総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君	監査委員	花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より議会傍聴並びに撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、4番、宮下仁雄議員、7番、坂口和子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

7月29日開催の議会運営委員会において、本日9月4日から9月11日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月4日から9月11日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月11日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ全員のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ことは全国各地で異常気象や台風、豪雨による大きな災害が発生いたしました。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

幸い麻績村におきましては、高温、水不足による多少の影響はあったものの、こうした大きな被害の発生はなく、例年並みの豊作の秋を迎えようとしておりますこと、大変うれしく思っております。

さて、日本経済は、各種指標に示されるように全体では明るい兆しが見えておりますが、地方においてはまだまだ多くの分野で実感できない状況にあり、地域産業の低迷は長く続き、

少子高齢化、過疎化の動きは一段と速まっているようにも思えます。

地方を元気にしようという新たな地方創生事業が動き始めておりますが、この事業に国の考えの地方への押しつけとも受け取れる点があることや、地方財源が圧縮の方向にあることは現実であります。地方創生の担い手となる地方が真に創生されるよう、地方税源を継続的に確保し、地方の多様性への配慮や地方の創意工夫を引き出す施策になることを願っております。

こうした中、平成27年度は上半期が過ぎようとしておりますが、麻績村においては新規事業を含めおおむね順調に推移しております。

特に、若者定住促進住宅建設、麻績小学校体育館の耐震対策、野口・下井堀ほかでの主要村道の改良、老朽ため池の整備、さらに大規模な県営砂防事業、国道・県道整備、そして長年の懸案でありました本町地区の改良計画など、目に見える進展ができております。

また、歴史的遺産・文化財の保護保全、国の地方創生事業の活用、マイナンバー制度への対応など、新たな事務事業も順調に進展しております。

これもひとえに、議員各位を初め村民皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今後も、限りある財源の中で、村民皆様のお声を大切に受けとめながら、今、何を優先すべきか、めり張りのある村政運営を進めたいと考えておりますので、議員各位には引き続き格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会では、平成26年度決算認定を初め、条例の制定、改正、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算ほかの案件を提出させていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、印刷してお手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願、陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第27-4号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める請願1件について、総務経済委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎議案第1号～議案第13号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第13号まで条例制定、改正4件及び平成27年度各会計の補正予算議案9件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君 登壇]

○村長（高野忠房君） それでは、本定例会に提出いたしました議案13件について提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 麻績村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例は、今年度より国庫補助事業として制定された過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して整備する定住促進空き家活用住宅の設置及び管理について定めるものであります。

次に、議案第2号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が10月5日に施行されます。同法の施行に伴い、地方公共団体においても特定個人情報の適正な取り扱いの確保等、個人情報の取り扱いについて必要な措置を講ずるものと

されているため、本条例の一部改正を行うものであります。

議案第3号 手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料についてを条例に定め、また、12月に交付終了となる住民基本台帳カードの交付手数料を削除するため、本条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成25年、日本経済再生に向けた対策として金融・証券税制改正等が行われ、それを踏まえ地方税法等の改正がされたため、本条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

平成27年度も半年近くを経過し、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

特定交付金では交付額の確定による減額補正を。国庫支出金では社会保障・税番号制度に係る交付金の増額を、新たに地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の増額を、社会資本整備総合交付金ほかの減額を。県支出金では国勢調査実施に伴う統計調査費委託金の増額を、新たな森林づくり推進支援金交付額の増額を、介護保険低所得者保険料軽減負担金の減額を。繰入金では観光事業振興基金の繰入金を、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰入金を。繰越金では前年度の決算確定により増額を。諸収入では元気づくり支援金実施に伴う資金貸付金返納金ほかを。村債では臨時財政対策債、過疎債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では一般管理費において、社会保障・税番号制度システム導入に伴う中間サーバーの利用負担金ほかを。財産管理費においては備蓄資材倉庫及び災害時臨時駐車場工事の内容変更に伴う測量設計委託料及び工事費の不足額を。企画費においては地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業追加による諸経費、元気づくり支援金事業実施に伴う貸付金不足額ほかを。徴税费においては法人住民税システム導入委託費、過年度還付金の不足額を。戸籍住民

基本台帳事務費においては番号制通知カード関連委任事務負担金ほかを。統計調査費においては国勢調査実施に伴う調査員用地図作成費を。民生費では社会福祉費において前年度臨時福祉給付金事務費補助金精算還付金ほかを。老人福祉費においては介護保険特別会計繰出金の減額ほかを。社会福祉費においては自動火災報知設備修繕費ほかを。児童福祉費においてはちびっこ広場遊具修繕費を。衛生費では衛生管理費において健診データ分析ソフト保守委託料を。農林水産業費では農業振興費において農業振興計画見直しに伴う土地利用計画図作成委託料不足額を。林業総務費においては有害鳥獣駆除対策補助金不足額を。林業振興費においては森林づくり推進支援金事業委託料を。商工費では別荘地管理費において別荘地内防犯カメラ設置工事費を。観光総務費においては観光協会補助金不足額、観光事業特別会計繰出金増額を。土木費では土木総務費において県単道路改築工事費負担金不足額、水道事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金減額を。道路維持費においては村道等維持補修不足額を。道路新設改良費においては国庫補助村道改良工事費不用額ほかを。教育費では小学校の学校管理費において校庭遊具修繕費不足額を。社会教育総務費においては落雷による旧麻績小学校北校舎自動火災報知設備破損による修繕費ほかを。公民館費においては県民コンサート出演者諸経費を。文化財保護費においては福満寺収蔵庫修繕補助金を。諸支出金では今後の財政支出に備えたそれぞれの基金の積み立てを。予備費では今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため一般財源の残額を補正計上しました。

補正額は1億3,440万円の増額で、歳入歳出総額は26億6,090万円となります。

次に、議案第6号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、高額医療費共同事業交付金決定による減額、前期高齢者交付金の決定による減額、繰越金確定による増額をそれぞれ補正計上しました。

歳出では、後期高齢者支援金など繰出金不足額、前年度事業確定による精算金償還額の不足額を補正計上しました。

補正額は2,048万円の増額であります。

議案第7号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は8万7,000円の増額であります。

次に、議案第8号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提

案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は9万7,000円の増額であります。

次に、議案第9号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金確定による一般会計繰入金の減額を、下水道事業債、過疎対策事業債の増額を補正計上しました。

歳出では、国庫補助事業工事費、村単事業工事費の不足額を補正計上しました。

補正額は610万円の増額であります。

次に、議案第10号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金確定による一般会計繰入金の減額を、簡易水道等施設整備費国庫補助金確定による減額を、簡易水道事業債、過疎対策事業債の増額を補正計上しました。

歳出では、施設修繕費、村単事業工事請負費の不足額を補正計上しました。

補正額は210万円の増額であります。

次に、議案第11号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、介護保険料収入見込み額の確定による増額を、前年度事業精算による支払基金交付金増額を、低所得者保険料軽減繰入金による所要額確定による減額を、確定した繰越金を補正計上しました。

歳出では、地域密着型介護サービス給付費不足額を、前年度精算返還金不足額を、前年度事業費確定による一般会計への精算繰出金を補正計上しました。

補正額は1,174万9,000円の増額であります。

次に、議案第12号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計から事務費繰入金、前年度事業費確定による繰越金を補正計上しました。

歳出では、人間ドック助成事業補助金不足額、広域連合負担金不足額を、諸支出金では前年度事業費確定による一般会計への精算繰出金を補正計上しました。

補正額は35万円の増額であります。

次に、議案第13号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、事業費増に伴う一般会計繰入金を、前年度事業確定による繰越金を補正計上しました。

歳出では、聖レイクサイド館事業費で施設改修工事費、備品購入費を、交流施設事業費では施設改修工事に伴う設計委託料、施設改修工事費ほかを補正計上しました。

補正額は3,099万7,000円の増額であります。

以上、13議案、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第7、認定第1号から認定第9号まで一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定議案9件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、9月7日及び9月8日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月11日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

◎決算書会計管理者説明

○議長（尾岸健史君） 日程第8、決算書会計管理者の説明を議題といたします。

本日は会計管理者から、一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、平成26年度決算について会計管理者の説明を求めます。

柳原会計管理者。

○会計管理者兼総務課長（柳原俊文） それでは、平成26年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明をさせていただきたいと思えます。

座って説明をさせていただきます。

説明につきましては、一般会計決算書、特別会計決算書並びに一般会計及び各特別会計別表の資料に基づいて行いたいと思えます。なお、主な項目についてのみ説明させていただきますので、ご了承ください。

まず、一般会計の平成26年度麻績村一般会計決算認定につきましての決算書につきましてご説明させていただきたいと思えます。

まず、歳入についてでございます。

決算書1ページをごらんください。

まず、款1村税、調定額2億4,898万7,870円に対しまして、収入済額2億4,343万3,471円でございます。収納率97.8%でございます。昨年に比べ0.1%の増ということでございます。なお、本年度につきましては不納欠損額はございませんでした。収入未済額、いわゆる滞納額でございますけれども、555万4,399円で、前年度より14万1,957円減額となっております。

次に、款2、款3、款4、款5、款6及び款7、款8につきましては、それぞれの項目につきましてちょっと省略させていただきまして、数値をごらんいただければと思えます。説明を省略させていただきたいと思えます。

款9の地方交付税につきましては、13億7,807万3,000円でございます。前年度より4,728万7,000円の減額でございます。内訳は、普通交付税12億1,243万2,000円、特別交付税1億6,564万1,000円でございます。

次に、款10交通安全対策特別交付金につきましては、平成26年度より制度改正によりまして廃止となっておりますので、ゼロということでございます。

それから、款11分担金でございます。収入額2,534万501円、136万3,242円の減額となっ

ております。

次に、款12使用料及び手数料。収入額が2,518万9,663円、前年度比74万4,406円の増でございました。

次に、2ページをごらんください。

款13国庫支出金でございます。調定額は2億118万2,651円となっておりますけれども、収入済は1億5,224万1,651円でございます。収入未済額4,894万円につきましては繰越事業となっております。繰越内容につきましては地方創生関連事業及び村道改良事業の繰越分ということでございます。

次に、款14県支出金につきましては、調定額1億6,261万4,248円、収入済額1億5,942万2,248円で、収入未済額319万2,000円でございます。この部分につきましては繰り越しということで、内容につきましては農林水産業費の団体へ土地改良事業の繰越分となっております。

次に、款15財産収入につきましては、調定額5,344万9,462円に対しまして、収入済額2,276万6,487円でございます。収納率42.6%でございます。不納欠損額は102万4,530円で、別荘の貸付収入滞納分につきましては不納欠損を行っております。収入未済額でございますが2,965万8,445円で、前年度より172万2,100円増加してございます。

次に、款16寄付金でございます。収入額262万5,544円。前年度につきましては財団法人聖高原開発公社よりの寄附行為、第36条に基づく寄附分がございましたが、本年度はございませんので平年並みということでございます。なお、寄附金の主はふるさと納税ということでございます。

続きまして、款17繰入金でございますが、2億2,811万1,129円でございます。内容は基金からの繰り入れ及び特別会計からの繰り入れとなっております。

繰越金は、1億298万7,316円でございます。昨年度より1,230万9,667円の増ということになっております。

次に、諸収入。4,945万9,717円で、前年対比504万7,779円の増ということでございます。

次に、款20でございます。調定額2億8,810万円に対しまして、収入額が2億5,280万円でございます。収入未済額につきましては3,530万円ということですが、これにつきましては村道改良事業分の繰越事業分ということでございます。村債につきましては前年度比1億2,080万円の増額となっております。

歳入合計は27億2,731万4,727円ということでございます。

次に、歳出について申し上げます。

3 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

款別に申し上げたいと思います。

議会費につきましては、4,117万6,152円ということでございます。昨年度比293万9,293円の減額となっております。

款2 総務費につきましては、3億5,115万2,127円の支出額、前年度より1,488万4,271円の増額となっております。主な事業の関係につきましては、マイナンバー制度に導入に伴う機器更新経費、それから庁舎維持経費等でございます。

また、地域おこし協力隊の経費、緑のふるさと協力隊経費、空き家等活用若者定住住宅整備事業補助金となっております。また、村営バスの運営行についての必要経費、それから各種選挙費の経費ということでございます。今回、企画費において地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、いわゆる地方創生事業におきましては、2,310万4,000円の翌年度繰越事業となっております。

次に、款3 民生費につきましては、4億9,566万3,607円でございます。昨年度と比べまして3,601万8,991円の増額となっております。これにつきましては、国の施策によります臨時福祉給付金事業、子育て支援臨時特例給付金事業等が新たに加わっており、また、通常の福祉医療費、国民健康保険特別会計の繰出金、県後期高齢者広域連合の負担金、それから養護老人ホームの措置費、それから介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金等でございます。

次に、衛生費につきまして申し上げます。款4でございます。7,584万3,989円となっております。前年度と比べ571万3,566円の増額となっております。主な事業につきましては、予防接種事業、健康診断関係経費ということになります。また、各一部事務組合の負担金でございます。なお、予防接種事業につきましては新たに小児肺炎球菌、小児水痘予防接種というものを実施してございます。

款5 農林水産業費につきましては、1億7,989万1,244円、昨年度と比べまして114万7,587円の増額となっております。これにつきまして、新規事業といえますか、新たな事業につきましては農地台帳システム作成委託、それから農産加工施設等の機械機器の購入、それから雪害被害施設の補助等でございます。また、県営ため池整備事業負担金や県営かんがい排水事業負担金、それから、鳥獣被害防止対策整備交付金等ほか有害鳥獣駆除対策、松林健全化推進事業等を実施してございます。また、史跡調査事業につきましても本格化してご

ございます。なお、農地費におきましては水利施設整備事業が翌年度繰越事業として600万円となっております。

次に、款6 商工費につきまして、9,801万1,686円の支出で、前年度より5,257万345円の減額となっております。昨年度は街路灯設置工事費及び機器購入費の事業がございましたけれども、商工費につきましては例年並みの事業規模となっております。また、別荘地管理費におきましては別荘地内の支障木伐採業務委託、それから別荘解体工事費等関連事業の事業費、それから、観光総務費につきましてはスカイライダーののり面崩落修復工事。それから、博物館費におきましてはデゴイチ修復事業の実施。それから、麻績地区の400周年記念イベント等の経費が含まれてございます。これはすみません、ちょっと今、削除させていただきます。400周年記念は別の経費ということで、すみません、削除させていただきます。

次に、款7 土木費につきましては、5億7,044万2,800円の支出額でございます。前年度対比1億9,028万5,741円の増額となっております。主な増額といたしましては、村道改良事業費の増、それから、住宅建設に伴う用地取得及び工事費でございます。本年度につきましては、村道改良事業費6,820万円が繰越事業となっております。

次に、款8 消防費でございます。つきましては、1億418万990円の支出でございます。前年度より1,798万9,854円の増額ということでございます。歳出の主なところにつきましては、消防ポンプ車の更新があり増額ということ。それから、そのほか松本広域連合の消防費の負担金、高速の救急支弁金等でございます。

次に、3ページから4ページをごらんいただきたいと思っております。

教育費の関係でございますけれども、1億8,809万7,713円の支出額、前年度より1,348万663円の増額となっております。主な事業といたしまして、小学校のパソコン教室等の機器更新ということ。それから、放課後子どもプラン推進費、学校組合分担金、麻績神明宮改修工事の支援、福満寺文化財修復支援等文化財保存事業の補助、それから、すみません、ここ出てきますけれども、博物館費におきましては善光寺街道の麻績宿の400周年記念事業として記念展示、講演等の開催の経費、それから麻績学舎等のソフト事業につきまして支出してございます。

次に、款10 公債費につきましては、2億3,886万1,717円の支出額でございます。前年度より1,992万4,838円の減額となっております。公債費につきましては平成21年度以降、若干なりとも減額傾向にございます。

次に、款11 諸支出金でございます。2億8,657万1,000円の支出額でございます。この款

につきましては、基金積み立てということでございます。

款12予備費でございますが、この款につきましては歳出はございませんでした。

歳入歳出の関係でございますが、歳入合計27億2,731万4,717円、歳出合計26億2,986万3,025円、差引額9,745万1,702円でございます。翌年度へ繰り越しすべき財源として987万2,000円ございますので、実質収支額は8,758万円というふうになっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算の概略説明とさせていただきます。

次に、特別会計につきましてでございます。

認定第2号、国民健康保険特別会計につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

歳入につきまして、やはり1ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険税、款1からでございます。調定額7,374万3,987円に対しまして、収入済額6,503万3,557円でございます。調定のうち不納欠損処理はございません。収入未済額871万430円で、前年度より136万3,157円の減額。収納率は88.1%ということで、2.93%の上昇ということでございます。

款3国庫支出金は1億1,518万8,838円で、前年度に比べまして3,082万1,446円の増でございます。

県支出金でございますが、2,391万4,806円、634万1,536円の増額でございます。

次、款5療養給付費交付金でございますが1,439万5,220円、前年度に比べまして657万5,780円の減額となっております。

款6前期高齢者交付金ですが、6,938万6,626円でございます。3,114万947円の減額となっております。

共同事業交付金でございますが6,033万4,639円、前年度より1,623万9,600円の増額となっております。

繰入金でございます。款9。3,481万5,797円でございます。674万4,892円の減額となっております。なお、そのうち国保会計運営のため一般会計よりのその他繰り入れ1,200万を繰り入れしてあるということになっております。基金につきましては本年度2,000円積み立てを行い、残高は4,000円でございます。

款10繰越金ですが、4,307万7,139円となっております。1,739万1,824円の増額となっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。こちらにも主なものを申し上げたいと思っております。

款2 保険給付費でございますが、2億8,468万1,038円でございます。前年度より3,690万5,545円の増額となっております。

後期高齢者支援金、款3でございます。1,406万5,895円で、前年度より160万8,267円の増額となっております。

款6でございます。介護納付金でございますが、1,782万920円で、前年度より24万6,997円の増額となっております。

それから、款7でございます。共同事業拠出金ですが3,432万8,254円、前年度より58万5,159円の増額となっております。

款10諸支出金1,242万1,763円で、前年度より565万1,565円の増額となっております。今年度は、昨年度一般会計より繰り入れましたその他繰り入れ分600万円を繰り出しし、返還しておるという形になっております。

歳入合計4億2,619万1,198円、歳出合計3億9,670万7,480円、差引額2,948万3,718円が平成27年度への繰り越しとなっております。

続いて、認定第3号、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計でございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、本年につきましては地上権設定がございませんでしたので、収入につきましては繰越金、諸収入のみということになっております。

続きまして、歳出でございます。これにつきましては、商工費3万6,292円でございます。歳入歳出の差引額66万6,000円につきましては翌年度繰越金となっております。

続いて、認定第4号、住宅団地分譲事業特別会計をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、分譲販売実績がございませんでした。したがって、歳入は繰越金のみ、歳出はございませんでした。したがって、差引額の914万4,275円が翌年度繰り越しとなってきます。

続いて、認定第5号、下水道事業特別会計について申し上げたいと思います。

まず、こちらも1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、款1分担金及び負担金でございます。これにつきましては336万6,735円でございます。

款2でございます。使用料及び手数料は4,352万3,980円となっております。前年度比86万1,000円余の減額ということでございます。なお、収入未済額は56万8,330円となっております。

款3 国庫補助金900万円というふうになっております。

款4 繰入金 1億479万6,000円でございます。一般会計からの繰り入れということで、昨年度より707万4,000円ほど減額となっております。

款5 繰越金517万1,561円。

款6 諸収入34万1,067円。

款7 村債800万円となっております。

次に、歳出でございます。

款1 経営管理費につきましては5,132万3,019円。昨年と比べまして859万7,980円の減額となっております。

款2 建設改良費につきましては2,081万7,000円で、若者定住促進住宅建設に伴う下水管布設工事等を実施してございます。

款3 公債費は9,702万5,123円でございます。前年度より1,007万1,796円の減額となっております。返済見通しでございますが、やはり平成21年度がピークとなっております、22年度以降からは減額傾向ということでございます。

歳入合計 1億7,420万473円、歳出合計 1億6,916万5,142円、差し引き503万5,331円。これにつきまして翌年度繰り越しということになります。

続いて、認定第6号でございます。水道事業特別会計について申し上げます。

歳入につきましてでございますが、まず、1ページからでございますが、款1 分担金負担金は431万5,000円ということで、昨年と比べまして23万円の減額となっております。

款2 使用料及び手数料は6,740万1,095円でございます。昨年に比べまして153万5,829円の減額となっております。なお、収入未済額は159万1,710円ということで、前年度より19万4,390円の増額ということでございます。

款3 国庫補助金でございますけれども、1,184万4,000円でございます、前年度より52万6,000円の増額となっております。

款4 繰入金でございます。8,757万8,000円でございます、一般会計からの繰り入れとなっております。前年度比569万6,000円の増額となっております。

款5 繰越金ですが、441万2,382円でございます。

款7 村債は、簡水債、過疎債合わせまして2,870万円でございます。

続いて、歳出でございます。

款1 経営管理費3,714万3,596円でございます。前年と比べまして157万5,623円の減額と

なっております。

款2 建設事業費6,152万4,780円でございます、前年度に比べまして1,629万9,780円の増額となっております。これにつきましては、聖地区の簡易水道の事業設計業務及び布設工事。それから、若者定住促進住宅建設に伴う管布設工事が含まれてございます。

款3 公債費につきましては1億167万1,167円でございます。前年度より償還額が16万円ほど増額となっております。

歳入合計2億443万6,346円、歳出合計2億33万9,543円、差引額409万6,803円でございます。これにつきましては、翌年度繰越額となっております。

続いて、認定第7号、介護保険の特別会計につきまして申し上げます。

こちら1ページをごらんください。

歳入につきましては、款1 保険料5,984万4,292円でございます。昨年度より12万6,938円の減額となっております。なお、未済額が17万1,928円ございます。

款3 国庫支出金ですが1億2,942万3,600円。

款4 支払基金交付金1億971万3,700円。

款5 県支出金5,507万7,239円。

款6 繰入金6,610万8,000円。

款7 繰越金2,009万3,538円。

款10村債でございますが、昨年度財源不足のため初めて長野県介護保険財政安定化基金より借入れを行いました。平成26年度、本年度につきましてはございませんでした。

続いて、2ページの歳出のほうでございます。

総務費673万9,579円。

款2 保険給付費。こちらが主な支出になりますけれども、3億7,815万3,513円ございました。昨年と比べ2,988万8,000円余りの減額となっております。各種サービス費につきましては、サービス内容につきまして増減はございますが、年々給付費につきましては増額傾向でございましたが、本年度26年度は下がっておるといような状況になっております。

次、款3 地域支援事業費ですが、1,706万6,410円。

款5 諸支出金1,073万763円でございます。

歳入合計は4億4,028万5,052円、歳出合計4億1,269万265円、差引額2,759万4,787円。この額が繰越額ということになります。

次に、認定第8号、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

この会計につきましては、75歳以上の後期高齢者の医療給付を行うに当たりまして、長野県の広域連合に納付金を処理するためのものが主なものとなっております。これにつきましては、中身については申し上げませんが、合計額だけ申し上げます。

歳入合計4,248万8,942円、歳出合計4,221万8,372円。27万570円、この額が翌年度繰越額となります。

最後でございます。

認定第9号、観光事業特別会計について申し上げます。

まず、歳入でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

繰入金としまして1,870万。

款2繰越金としまして134万5,376円。

款3諸収入としまして163万4,014円。

歳入合計といたしまして2,167万9,390円でございます。

次に、2ページ、歳出になります。

観光事業費が主たる項目になりまして、合計額は1,780万9,908円の歳出でございました。なお、その事業費中につきましては指定管理料1,505万円が含まれておるといことです。

それから、公債費でございます。公債費につきましては、本年度より元金償還が始まり、305万4,616円の支出がございました。

歳入合計2,167万9,390円、歳出合計2,086万4,524円、差引額81万4,866円。この額が繰越額となります。

以上、一般会計、特別会計の決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 平成26年度一般会計及び特別会計の決算について、会計管理者からの説明が終わりました。

◎平成26年度決算審査意見書報告

○議長（尾岸健史君） 日程第9、平成26年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について監査委員の意見を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男君） それでは、私のほうから26年度の決算審査について申し上げ

ます。

なお、着座のまま申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、各会計とも計数に誤りがなく、関係書類についても適正に処理されていることを認めました。なお、財産及び物品についても適正に管理され、また機器についても適正に管理され、適正であることを認めました。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入は前年度の6.5%増、歳出は7%の増となりました。なお、繰越事業があるために徴収率97.2%、執行率93.8%と、ともに低くなっております。単年度収支は274万6,000円の赤字、実質単年度収支においては125万4,000円の黒字となりました。財政力を判断する財政力指数は、前年度と同じ0.178、財政の弾力性を判断する経常収支比率は0.3ポイント改善はしましたが、やや高目で推移しております。実質公債費比率は8.2と指標を大きく下回っております。また基金の状況等を含め総合的に見て、引き続き健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金であります。村税は前年度より142万円減の555万4,000円、財産収入の別荘地貸付収入は174万9,000円増の2,965万8,000円となりました。徴収に努力されていることは認められますが、一層の努力を望むところでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の8.3%増、歳出は13.2%の増となりました。単年度収支は1,359万3,000円の赤字、実質単年度収支も1,359万1,000円の赤字となりました。保険税収入は6,503万4,000円と前年度比10.9%増となりましたが、徴収率は88.2%と低い、未収金は前年度より136万3,000円少ない871万円となりました。

歳出は保険給付費が主たるもので、前年度より14.9%増の2億8,468万1,000円となっております。支払準備基金は前年度同様ゼロに近いものとなっております。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

販売件数はございませんでした。

総区画数の49.1%が村持ち分となっていることから、この取り扱いについて検討する必要があります。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

販売件数はございませんでした。

未販売区画は1区画でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の5.6%減、歳出も前年度の5.6%の減となりました。歳入の主たるものは、使用料及び手数料で歳入比25%の4,352万4,000円、一般会計繰入金で60.2%の1億479万6,000円。

歳出では公債費が57.4%の9,702万5,000円となっております。

なお、3施設の終末処理場の稼働率が低く非効率的でありましたが、この解消に上井堀農業集落排水処理施設を公共下水に接続するよう努めたことは、良とするところでございます。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の8.7%増、歳出は8.1%の増となりました。歳入の主たるものは、使用料及び手数料、歳入比33.0%の6,740万1,000円、一般会計からの繰り入れ42.8%の8,757万8,000円であります。

歳出では、水道管布設がえ等の工事費が30.7%の6,152万5,000円、公債費が50.7%の1億167万1,000円となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の2.8%減、歳出も4.7%の減となりました。介護認定者は前年度より9名多い259名となっております。なお支払準備基金については、国保と同様ゼロに近いものとなっております。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。

歳入は保険料の歳入比60.2%と、一般会計からの繰入金38.9%が主たるものです。

歳出は広域連合への納付金が主たるものでございます。

次に、観光事業特別会計について申し上げます。

歳入の86.3%は一般会計からの繰入金であります。歳出は観光施設の指定管理料が主たるものでございます。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

新たな貸し付けはなく、正確に処理されていることを認めました。

次に、土地開発基金について申し上げます。

土地の移動はなく、運用益の積み立てのみでございます。

以上でございますけれども、本意見書は細部については省略してございます。

なお、健全化法における実質公債費比率等、基準を大きく下回っておりますが、今後とも健全財政に配慮していただくようお願い申し上げます、簡単でございますが報告といたし

ます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成27年第3回定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて条例制定、改正及び補正予算等の提出議案について提出者より説明がありますので、委員会室にご移動願います。また全員協議会終了後、委員会において、付託案件の審議をお願いいたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時31分

平成27年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成27年9月10日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 柳原俊文君

振興課長 宮下利秀君

住民課長 峰田江津子君

観光課長 塚原敏樹君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第3回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 1番、小山福績。

事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。

中山間地域等直接支払事業については、国で平成12年度から導入し、平成27年3月で終了ということでしたが、平成27年4月から第4期として継続されました。麻績村では平成26年度事業費として村内19地区に約2,200万円支払われています。

要旨1としまして、農地の維持管理は適切に行われているか。

本年6月中旬、日向地区で水田を耕作されている方から相談がありました。この方の水田は、地形、水系ともに一番下方にあり、上方には約1町歩くらいの休耕田があります。この休耕田部分に動力式噴霧器を使用し広範囲にわたり除草剤散布が行われました。理論的に水は上から下へ流れてくるわけですから、除草剤の成分を含んだ水が耕作者の水田に流入することとなり、食の安全面からも収穫した米を食べる気がしないという相談でした。

自分もすぐに役場振興課に連絡を取り現地確認をしていただきました。後日聞いたところによると今後は耕作している水田に影響を与える場での除草剤は使用しないということで話がついたと聞いております。大雨によるのり面の崩れ、また枯れたままになっており景観もよくなく、構造改善された農地とは思えない印象でした。

同じく日向地区で、休耕田所有者が散布した除草剤の影響と思われる、隣接した水田の一通りが部分点に枯れている事例もあります。これは9月5日に振興課に写真で提出してあります。

中山間地域直接支払の規定の中には除草剤使用についての規定がないということですが、平成27年度の申請が18地区から上がっていると聞いています。除草剤使用による農地の維持管理をする地区がふえてくれば、災害、景観上の問題も出てくると考えられます。そうなる前に適切なアドバイスを行政として行っていく必要があると考えます。さきに、6月19日撮影、提出いたしました現地の写真を村長も確認していただいておりますが、今後の対応をお聞きしたい。

要旨2として、会計処理等の指導は行っているのか。

会計報告書類は各地区、同じ様式だと思いますが、ある地区では、関係役員は12名、年2回の会議は計画されているが、役員の方に確認したところ、ここ数年、会議はないと聞いて

います。また、責任者が会計処理を兼ねて行っているということだそうです。国の補助事業であり、間違いがなければよいということだけでなく、会計責任者を置くような指導が必要と考えます。

次に、プレミアム商品券についてお聞きします。

要旨1として、販売方法の検討経緯は。

緊急経済対策として国が2014年度補正予算に盛った、交付金総額約2,500億円が市・町・村のプレミアム商品券の財源です。

麻績村では販売総額3,500万。12枚つづりを3,500組。これを1万円で販売。プレミアム分2割を差し引いた金額です。第1次販売で122組、1,222万。第2次販売は7月11日から7月17日の7日間で、残り2,278万を販売した。約1時間30分で売り切れと放送されました。買えなかった方が多く、村民から、もう少し公平性のある販売方法はなかったのかとの意見を聞いています。県下でもプレミアム商品券の販売では、苦情、不満の声が多くあったと報道されていました。2次販売は先着順、1人当たり1回につき10組までとした販売方法でした。販売期間を7日間とったわけですから、1日目は、長時間並ぶことが難しい高齢者や子育て世帯に先行販売をするような方法は考えられなかったのかお聞きしたい。

要旨2として、使用された商品券の事業別のデータは。

今回の商品券は麻績村でしか使用できないとのこと。販売総額3,500万の今現在わかっている、使用された金額及びどんな職種にどれだけ使用されたか、わかる範囲での説明を求めます。今後の村の商工業の発展のためにも、また、次回、プレミアム商品券を発行することがあれば参考になるようなデータ分析が必要と考えます。

最後に、婚活イベント（おみコン）について。

今月9月13日午前9時から、聖高原を中心とした第1回婚活イベントが開催されると聞いています。婚活問題として、自分も以前一般質問をさせていただきました。そのときの村長答弁は、行政サイドとしては婚活イベントを計画する予定はない。婚活問題は民間の専門の方に相談してほしいとおっしゃられたと記憶しております。今、急に婚活イベントを計画した理由の説明と、今後も継続して参加人数も多くしていく予定があるのか。

以上、3件について村長のお考えをお聞きしたい。再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、最初のご質問、1番、小山議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初の中山間地域等直接支払事業についてのご質問でございます。

平成12年度から実施しております中山間地域等直接支払制度は、平成17年度から第2期対策が、そして平成22年度からは第3期対策が実施され、さらに平成27年度からは、より取り組みやすい制度へと見直しがされ、第4期対策が始まりました。

麻績村では、耕作条件の悪さ、高齢化の進行、そして担い手不足等々により荒廃地の拡大が進む傾向にあります。本制度の活用により、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するよう努めてまいります。村内各地域で実施されておる実態につきましての把握並びに会計処理の指導等につきましては、今後も制度に沿って適切に対処してまいります。詳細につきましては振興課長から答えさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。

プレミアム商品券についてであります。

国の地方創生先行型事業を活用して実施いたしましたプレミアム商品券事業は、第1次及び第2次をもって、総額4,200万円の販売を行いました。混乱や誤りもなく販売できましたこと、関係各位にお礼を申し上げます。販売方法及びご利用状況等につきましては村づくり推進課長からお答えさせていただきます。

婚活イベント「おみコン」でございますが、これについてお答えさせていただきます。

村では、こうした婚活事業は初めてであるわけですが、心配しておりました参加者数もほぼ予定どおりということでまずは安堵しております。何とかよい方向へ向かうカップルが出てほしいと願っておるわけであり。今後につきましては、今回の反省を踏まえ、継続できるよう検討してまいります。詳細につきましては村づくり推進課長からお答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、中山間地域等直接支払制度の関係について補足をさせていただきたいと思っております。

中山間地域等直接支払制度につきましては、本年、平成27年から平成31年までの5カ年ということで第4期対策が始まっておるところでございます。この事業が始まるということで、本年3月に第3期対策等を実施しておられる皆さん、また、ほかに希望される皆さんを、興味のある方を集めまして、第4期対策についての役員の説明会を実施しておるところでござ

ざいます。

まず、維持管理につきましては、今回の対象地域におきましては、農地、農道、水路等の農業施設が適正に管理をさせていただくということと、耕地につきましては作物の栽培がすぐにでも可能な状況にしておくということが国から求められております。そのようなことから、3月の説明会におきましては、草刈り管理、また、9月末までに耕起をしていただくというようなことで説明をさせていただいているところでございます。

維持管理の状況の確認でございますけれども、毎年9月初旬に、地域の皆さんは役員のほうに連絡をさせていただきまして、9月末までに村職員と県職員で現地を1筆ごと全て確認をしている状況でございます。それにつきまして、もしそこで不備があった場合には期限を区切りまして、ここまでは整備をしてくださいということで再度お願いをしまして、また再度確認をしておるというような状況でございます。

そのような中で、11月中旬までにはその現地確認をしましたチェックカード、野帳を県へ提出しまして、12月末に補助金の交付決定を受けておるというような状況、流れになってございます。中山間地域直接支払を取り組んでおる地域におきましては共同事業等を実施している地区もございますので、それらの地域については、できない農地については地区で共同でというようなこともお願いをしておるところでございます。

また、一部除草剤の使用のご指摘でございますけれども、除草剤の使用につきましては、村としては、JAさんとも連携を図る中で、適正な時期に適正な量の農薬を適正に散布してほしいということで農薬の安全使用についてということでJAさんからもチラシを配布させていただいているところでございますけれども、村としても相談を受けた段階で地区の方に出向きまして、地区役員さんとお話をしているところでございます。今回の使用農薬につきましては、ラウンドアップ系の後発剤ということで確認しております。それにしましても、急傾斜地ということでありまして長年除草剤をまくということになりますと、畦畔の崩落等の危険もあるというようなことで、本年度9月上旬に、地区の皆様に農地の維持管理の確認の通知を差し上げたわけでございますけれども、その中に農薬の適正使用についてというような項目も盛り込まさせていただきまして、地区の皆様に周知をお願いしておるところでございます。

また、会計の関係でございますけれども、会計帳簿につきましても、3月の説明会のときに改めてお願いをしておるところでございますが、総会資料の添付ですとか通帳、印鑑は別の者が管理する。事業地区内で監査や会計報告を行い、参加者全員が会計の状況を把握でき

るようにお願いしたいというようなことで指導をしておるところでございます。

会計につきましては、毎年1月15日までに地区の皆様、総会資料に活動日誌、実績報告、写真等必要なものを提出していただきまして、内容をチェックしまして、基本的には毎年度ゼロになるということが基本でございます。若干繰越金とか積立金がある場合には、その部分の申請をまたしていただいて県のほうに上げて認可をいただくというようなことになっておりますので、そのような事務手順の説明をさせていただいて、今回申請をしていただいておりますので、そのような事務手順の説明をさせていただいて、今回申請をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、プレミアム商品券についてお答えをさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中の地域消費喚起型という交付金を使いましてプレミアム商品券の販売を行いました。

この交付金のメニューですが、この生活支援型におきましては、プレミアム商品券または低所得者向けの灯油補助、商品サービス購入券、旅行券といったメニューの中から、麻績村においてはこのプレミアム商品券というメニューを選択をして販売をした経過でございます。

まず、販売方法にしましては、商工会あるいは直営という方法、2種類の選択があったわけですが、4,200万円という高額な金額であったために、村からの直営という方法を取りまして販売を実施いたしました。ただ、またこの役場内だけで期間を、販売をしていくというのにつきましても、業務について支障が出るというような関係もございましたので、途中の期間においては村内の金融機関2社を販売委託をしまして、販売をしてきたところでございます。小山議員さんのおっしゃいますとおり1次販売におきましては1,222万円を売ったわけでございます。この1次販売におきましては行政が直接売るといいますのでできるだけ多くの村民の皆様にご購入いただけるように限度額3万円と、1世帯当たり3万円というような限度額を設けて販売をいたしましたわけでありまして、以前、商工会で商品券、あるいは金融、金券通貨ですか、のような形で販売をいたしました経過もございます。なかなか販売、完売するまでには時間がかかるというような、ちょっとそんな情報も得ていたのは事実でございます。

2次販売におきましては、やはり目的を持った、また、その目的も高額な目的を持った村民の皆様にご購入をするというようなことを予測をいたして計画をいたしました。それでも、できるだけ多くの皆様にといいことで、10万円というような限度額をつけまして販売をおこ

なったところであります。それでも経過をみますと、1週間くらいはどうしてもかかるのではないかなあという見込みで売り始めたところ、私共のちょっと予想外の展開がおきまして、1時間半で完売というような状況となったわけでありますが、販売につきましてはまず目的を持った方につきましては1世帯ずつ一緒に買うということも予想されますのでできるだけ並んでいただく、あるいはご家族で参加していただくというようなちょっとそんな負荷もかけて販売をいたしたところであります。9時から販売というような状況であったのですが、もう7時過ぎには役場前に並び始めるというような実態が出てまいりました。駐車場が満杯というような状況の中で販売をいたしたところでございます。この2次販売につきましてはそんな状況でございます。

現在の、9月4日時点でございます。業種につきましては、換金の状況で、私のほうで若干把握できますので、その換金の状況についてお知らせをいたします。

まず、食品、衣料、家電、雑貨類でございます。これを合わせますとおよそ1,100万円が売れて換金されております。それから、自動車、機械、燃料でございます。この辺が約900万の換金でございました。それと、建材関係でございます。およそ550万の換金がございます。それと、理容、美容関係でございます。およそ60万の換金がございます。飲食業でございます。12万の換金。そのほかでございますと10万。合わせて2,635万というような換金でございます。総額4,200万ですので、およそ6割が換金され、今現在換金されている状況でございます。

それと、おみコンについてでございます。婚活イベントの関係でございます。

当初、やはり行政では難しいという答弁のほうをさせていただいてございますが、この辺につきましては、私どもの村づくり推進課と、それからこの村内におきましては商工会というような部分がございますので協議を続けてまいりました。しかし非常にこの微妙なもの、イベントでございまして、なかなか実施に至るまでには時間がかかっていたわけでございます。

この、現在いろいろな地域の状況を調査をしてまいりました。その中で、やはり行政が直接やるというのはほとんどございませでした。多かったのは、地域のそういった関係者の実行委員会を開いて実行委員会で行うというような形式がほとんどでございました。それにつきましても何らかの施策をとっていかなくてはなりませんので、麻績村におきましても、20代から40代の未婚率の推移を見ますと、男性が30歳以降、女性が25歳以降では非常に上昇している。長野県下の状況を比較して見てみましても本村のほうが非常に高いというよう

な状況であったために、何とか開催をしていきたいという方向で今回の直接村で行政が携わってやる方向ということを計画をいたしました。

現在ですが、およそ予定をしまして10人10人というようなことで集まる応募がございまして、13日に向けて今現在準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に村長さんにお聞きしたいのですが、8月25日に除草剤を打たれた地区の写真を提出してありますが、それを見た感想を村長としてどのように思われているかお願いしたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 写真を見させていただきましたが、写真だけではどうも全てを把握するというわけにもいかないわけですが、除草剤につきましては散布時期、そしてまた場所、それから手法等適切にやってほしいとそんな思いをしたわけでありまして。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、詳細なことになりますが、この使用された除草剤の種類、希釈割合等を正確に調べられているかどうか伺いたい。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） ご相談を受けまして、担当者がすぐに地区の役員のほうへ話を伺いに行きまして、詳細には現在のところ調べてございませませんが、聞き取り調査の中で薬剤等の確認をさせていただいたというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） できればこの種類、使用方法によって土壌に及ぼす影響もかなり違うと思いますので、この辺のところもある程度、現実的にその地区の方が購入したところから伝票なりレシートが出ているわけですから、それから確認をとれないということはないと思いますので、そこら辺のところも今後の課題として捉えていただきたいと思います。

それと、先ほど説明のあった農地の現地確認は県の職員と村の職員とその地区の担当者ということですが、自分の記憶にある限り、10年ぐらい前は相当な人数で現地確認をしていたような記憶がありますが、最近はその3名ぐらいで行っているということですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 現地確認でございますが、地区の役員さんも立ち会う場合もありますけれども、基本的には村職員と県職員で回らせていただいているというところでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それで、確率的には大体もう、これではちょっと交付金をもらうにはちょっと管理が悪いのではないかというような地区はどのくらいあるわけですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 現地の確認が4月から9月の部分を9月に確認をさせていただくと。ほかの取り入れの部分もありますのでそこに合わせてということで確認をさせていただきます。地区というよりは、地区の中に圃場がぽつんぽつんとあるというようなことでございまして、本年度から必ず耕起をなささいということになっておりますので、その関係で言えばちょっとどうなるかというところもございますけれども、昨年度までの状況でいきますと、9月で確認をしまして11月の末の時点では全地域で管理が終わっているということでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この巡回をしたときに、再度この状態ではいけないのもう一回その土地の草刈りなり起耕なりの再指導をしているような地区もかなりあるような感じですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 現地確認の中でどうしても不在地主であったりとか、ちょっと体調を壊されたというような方もおまして、できていない地域も見受けられるようにこのところなっております。ただ、中山間地域直接支払事業というのは地区で申請を上げておりますので、地区で1カ所でもそういうところがあると、支援金がもらえない可能性が、全地区でももらえない、その1地域でももらえない可能性が出てきますので、その辺も含めて地区の役員さんをご相談をする中で管理をしていただいているという状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、ことし、27年度については18地区でこの補助金の申請を上げているということですが、先ほども申し上げたように、この地区でも除草剤を使用した管理、いわゆる草刈りにかえたような形で除草剤散布して管理していくという方法については、今後指導していくおつもりはないですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 除草剤につきましては、中山間地域につきましては畦畔が高いというところもございますので、適正な量を適正な範囲ということで、できればのり面には使ってほしくないなというような担当の思いもありますので、その辺は地区の役員の皆様とご相談をする中でご指導なり相談させていただきたいと考えております。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほども、自分でも申し上げたように、この18地区で、その日向地区と同じ状態で管理をしたとすれば、麻績村は除草剤の村というくらいに景観が悪くなると思いますので、この辺のところはある程度、この事業の中には除草剤の使用についての制約はないということですが、ある程度指導をする段階で、ここまでならいいとかそういうガイドラインみたいなものをこれからはある程度決めたほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 個々、担当と課内で打ち合わせをする中で、これの関係だけではなくて、先ほどもご指摘あった関係の中で今まで第3期対策まで進んでおりまして課題等もございますので、ちょっとまた課の中で全体的に見まして、若干、何か通知なり地区の役員の皆さんにお願いしなければいけない部分ということで、今、相談をしておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、あと、他の地区から問い合わせとか苦情的なもの、ああいふ状態の管理でも補助金の交付をいただけるのかというような相談みたいなものはなかったでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 表立ってそういう相談は来てございませんが、地区に出ていく中でそんな話も耳にしておるわけでございますけれども、先ほどの写真のあった部分につきましては、今回の中山間地域の地域からは除外はされておりますけれども、農地の適正管理という面では今後もお話を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、最後に、この中山間地の最後ですが、8月30日に農業委員会のほうで、インターの川久保橋ですか、ここで芝による景観管理の省力化現地検討会というのがあるということで、私も防災無線を聞いていまして、これをぜひ見にいきたかったの

ですが、「ふくしのつどい」と日にちが重なってしまいまして見に行くことができませんでしたが、こういうことがある程度うまくいくようになれば草刈りの軽減、また畦畔の景観も非常にきれいになるというような形になると思います、これについてある程度の、これからの方向性なり現実味についてご説明をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 田んぼの畦畔に芝等の散布をして作業の省力化というふうなことで、本年の春から農業委員会の皆さんが地蔵川原の周辺で取り組んでいただいております。6月に播種しまして現地検討会ということで8月30日に開催をされまして26名の方が参加をされておるといような状況でございます。

芝の省力化の関係でございますけれども、芝を春先にまきまして定植をして管理をして、3年後には大分省力化になるだろうというふうなことで、他地域でも実施、実証実験等がされているような状況でございます。

私も当日、他のイベント等がございまして参加できなかったのですが、後日、担当とその地区と、以前に芝の播種をもう既に実施してある地区を担当と確認をしましたけれども、そこについてはちゃんと根づいていて確かに省力化につながるというふうな状況ではございませんけれども、現在やっている地区が、畦畔高が1メートル程度の地区でございまして、芝を播種するには完全に除草をしてからでないちょっと播種ができないと。2年間は、その芝が負けない程度にしなければいけないということで、宿根草の根をとってしまわなければいけないというふうなことでございますので、ちょっと高幅についてはちょっと今後もう少し検討の余地はあるかなというふうな状況でございますけれども、大変ありがたい試みで感謝をしているところでございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 自分もこの資料をいただきまして、これからはこういう形のところへ、行政としてもある程度お金をかけて、年配の人でも何とか田んぼの維持管理ができるようなことを考えていかないと、いずれにしろ農地の保全にはつながらないと思いますので、ぜひ農業委員会さんと手を携える中で、省力化に向けて予算をとるなり何なりという形で行っていただきたいと思います。

それでは、続きましてプレミアム商品券の質問をさせていただきます。

第1次の販売には、これはもう全戸配布されていますのでトラブルはなかったと思います。第2次販売については、人数的には何人ぐらいの方が求められたということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 恐れ入ります。ちょっと人数まではまだ把握はしていませんのですが。複数、例えば並び直しとかということも、それは延べ人数でよろしいでしょうか。

○1番（小山福績君） 延べでもよろしいです。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 約220人というふうになります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 220名の方でローテーションしている方もおられるかと思いますが、朝早く私の知人で買いに行った方がおられまして、もう100人は超える位な人数はいたと聞いています。そして、この2次販売についてですが先ほど質問したように長時間並ぶことが難しい高齢者や子育て世帯に先行販売をするような方法は、この企画検討の中でされなかったかという説明を願いたい。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 子育て世帯あるいは高齢者、そういったいわゆる福祉でしょうか。そういった面については検討はしてございません。
以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） ある年配の方から、貯金をおろしてきてお茶を飲んで買いにいこうと思ったら終了の放送が出たということで、非常にがっかりしておられる方もおりました。それで、この検討の中で、この程度の話が出なかったということが私としてはちょっと不思議だと思うところです。要は、検討はされたが、これはこういう部分でちょっと難しかったから外れたということならいいのですが、全く検討の中にこの高齢者、子育て支援を、これをある程度先行販売して助けていくような気持ちがなかったかという部分で、私としてはいかなものかと思います。

2番目の、これから、今出してもらった約2,635万円使用されているということですが、これからまた村のほうでもこの商品券を販売していくような計画みたいなものはありますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうからお答えさせていただきます。

ご指摘のように、今回の商品券の販売につきましては、日本各地でいろいろなことが課題

となったわけでありませう。

それから、そもそも今回のこのプレミアム商品券の販売そのものについて異議を唱える国民の方も多かったというのが事実であるわけだ。

こうした中で麻績村では、3万円が全戸に行き渡るようにということでやったわけだありますが、この結果として1,200万円しか売れなかったということで、本当に今までの商工会さん等で行った結果等も見ながら、また同じような状況なのかなと、売れ残ったらこれ大変なことになるなど、国へお返ししなければいけないという事態から、そこまで考えなかったかというご質問でございますが、そこまで考えなくてもですね、なくても、売っていくほうが大変だろうという想定であったわけでありませう。そうした中で、まさに、本当1時間半ぐらいで売れたというのは、まさに予想外の出来事といひませうか、予想できないことであったということでありませう。

今後こういったそのことはあるのかということでございますが、商工振興とかそういった立場で商工会さんが考えていくということは、これ別の問題として、行政、村独自でこういった事業をやっているかということ、私としては疑問があるというふうには思っております。やはりこういったところへ公費を投入というよりも、もっと必要なところに投入すべきではないかと。今回は、全て経費は国の経費でございましたし、それから、今回の地方創生の先行型事業の中では、メニューとしてすぐ活用できるのがこれしかなかったということでこれに踏み切ったということでご理解をいただきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 今の話ですが、国の財源だから早く処理してしまつてというような安易な考え方はなかったということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 安易というその言葉を今使われたのですが、安易という意味ではないんです。この事業を予定どおり実行しなければいけないという思いからこういった形になったということでありませう。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、最後におみコン、婚活イベントの関係ですが、先ほども質問したように、村長さんは私の一般質問に対して、行政としては、この婚活というものには、

村独自ではやる気がないというご答弁をいただいたわけですが、ここのところへ来て、なぜ早急にこれを計画されたか説明を願いたい。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 行政ではやりませんということは1回も言わなかったと思います。ただ私としては今でも思っておりますが、ノウハウ等を見ますと民間のほうがすぐれているということ。ただ民間でやるということになると非常に費用もかかるというようなことがあることは事実であります。

そうした中から、先ほど課長申し上げたように、直接ではなくて、他の自治体でやっているような、いわゆる第三者機関ができればいいという思いはあったわけではありますが、そういう体制にはなかなか進んでいけないという中で、役場の若いスタッフの中から、職員の中から、おもしろい発想が出てきたということで、それやってみようやということになったということでもあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほど課長がちょっとおっしゃいましたけれども、自分もこの商工会青年部にも話を通しまして、この村づくり等商工会青年部あたりでコラボをしてこの事業を計画していただきたかったのですが、今回はなぜ村単独という形になったか説明して下さい。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 商工会の指導者のほうとも話をしてきたわけですが、すけれども、なかなか具体化というところまで行かなかった関係、それから、私どもの職員の中でもそういったところに参加したことがあるというような方もおられまして、一度は何しろやってみないとこれはいけないということで、この、とりあえず麻績村ではやはり秋までが勝負ですので、冬になるとなかなか部屋の中にももってしまうと。もっとこの村の自然を生かす事業にはこの時期しかないかなということで、急遽、じゃ、やってみようということでイベントを企画いたしました。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 8月19日に議会打ち合わせ会議のときに、このまち・ひと・しごと創生麻績村総合戦略案というのを提出していただきまして、この4ページの8に、創生総合戦略と麻績村の進める基本目標と関係という部分の1に、若い世代の結婚、出産、子育ての希

望をかなえるという項目が入っております。これを裏づけるだけのために今回のイベントを計画したようなことはないでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 全くございません。これを使って、いわゆる戦略の中の交付金を使ってどうのこうのと、全くそういったことはございません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、この素直な気持ちでこの問題に、自分もできることは何でも協力しますので、ぜひ若い夫婦がこの麻績村に住める、まあ村長の言っていることと同じですが、これが第一だと思いますので、だんだん輪を広げていくような形でもいいですが、当初、これが出たときには試行してみるというような新聞報道をされていまして、これから継続をしていくその中身を多くの方から情報をいただく中で、何としても若い夫婦をふやしていくという意見では自分も協力を惜しみませんので、ぜひ、長期にわたろうが何しようが計画を実行していただきたいと思います。

それと、この農業の件ですが、これももとをただせば、人がいない、草刈りの手がない、これが要因と思われます。最終的にはこれが全てのこの村の課題に直結している部分でもあるわけですから、いろいろな問題があるとは思いますが、行政は行政としてできることを最優先して、村のために村民のためにという方向でこれからの行政を行っていただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は10時ちょうどといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、3番、塚原利彦議員の一般質問を許可いたします。
塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。先に通告いたしました内容につきまして質問いたします。最初にマイナンバー制度について、続いて筑北村との連携共同についてです。それぞれ質問要旨ごと自席において行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。それではお願いいたします。まず第1点目のマイナンバー制度について伺います。この制度は最初2009年の政権交代で誕生した民主党政権下で社会保障、税番号制度として検討、設置されたものに2013年、第2次安倍政権で制度の拡大を検討する規定がつけ加えられて法案提出され、同年5月成立となりました。予定では本年の10月、つまり来月ですけれども、個人番号を記載した通知カードが郵送配布され、年明けの平成28年1月からこの制度がスタートするということのようにすけれども、先ごろ5月に、日本年金機構での個人情報125万件の流出という衝撃的な事件があり、これにより、年金関係の業務で基礎年金番号とマイナンバーとの連結については延期とされたようですが、こうした不確定な部分があっても制度自体は導入となります。しかし、村民の皆さんには、このマイナンバー制度の内容が十分理解されているとは思われません。制度導入を目前に控え不安や疑問を持たれている方が多いと思います。

そこで、まずはこの社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度の制度の概要とその目的についてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは……この席でよろしいですね。

それでは、塚原議員さんのご質問に答えさせていただきます。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤と意義づけられており、平成27年10月から、住民票を有する国民全員に12桁の

個人番号、いわゆるマイナンバーが通知されることになっております。そして、おっしゃられたとおり、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続で個人番号が必要となるわけでありまして、この制度の実施につきましても、国はプライバシーの保護及び安心・安全の確保などについて、国民に十分な理解を得て進めるということとしておりますが、村でも他自治体におくることがなく、村民のご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。詳細につきましては、総務課長及び住民課長から答えさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、私のほうから制度の概要及び目的等につきまして、国から示されておるもの等につきましてご説明させていただきたいと思っております。

マイナンバー制度につきましては、日本が2016年度から導入する個別の制度名ということでございます。一般的には国民総背番号制と言われております。全ての国民に個別の管理番号をつけ、それに基づいて社会保障や個人情報の管理、行政の処理を行うものというふうになっております。

日本の制度の導入につきましては、先ほど塚原議員さんがおっしゃられたとおり過去の経緯がございまして、今年度導入していくということになったわけでございます。このマイナンバー制度におきましては、なかなか細かい点等につきましてまだまだ周知がされていないかというご指摘がございすけれども、私ども行政といたしましても、それぞれ国民の皆様、住民の皆様に周知をしていかなければならないということにつきましては重々承知しておりますので、今後もその関係につきましては周知を図っていくことにさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ご説明いただいた部分、内務省というか国の、内閣官房だったかな、いろいろ説明書きがありました。私も読みましたけれども、制度全体は、大まかなことは今お聞きしたものですから、見ていくといろいろな疑問があるものですから、ちょっと個別にいろいろお聞きをしていきたいと思っておりますけれども。

まず、この制度に関してお聞きしたいのは、現在あります住民基本台帳ネットワークの住基ネットがあるんですけれども、これとの関係はどんなふうになるのか。ダブっている部分もあると思っておりますけれども、制度として並行して進んでいくのかどこかで一つになるのか教

えていただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今のお話の住民基本台帳ネットワークにつきましては、マイナンバーに最終的には統合されます。今回、手数料徴収条例のほうでもお話し申し上げますように、1月には住民基本台帳のカードのほうで、これにて手数料の再交付についての条例が削除されて、かわりに番号カードの再交付手数料が出てまいりますので、今後、制度としましては住民基本台帳ネットワークについての住民基本台帳、現在のカードの役割は終了いたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうすると、実質的には1月からは一本になるということなのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 最終的には一本になります。ただ、個々の団体で使っています現在の住民基本台帳カードの役割自体が各自治体によっても違いますので、一斉に廃止になるかどうかというのは、現在の麻績村の状況では、今のところ他の目的に、例えば、印鑑登録カード等に使っているわけではありませぬので、兼用で使っているわけではありませぬので、住民課の現在の麻績村の関係では特に問題はありません。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 続いて、自治体が保有する個人情報にマイナンバーを結合させる、いわゆるひもづけというような言い方をしているようですけれども、これは社会保障と税金と、それから災害対策、3分野ということで、全部で九十何項目だったかあるというふうに書いてあるのですけれども、今、そういった作業といいますか、マイナンバーを付番をする作業等あるのですけれども、これは、その決められているものの範囲の中ならいろいろ、その各自治体でそのほかに独自に持っているその個人情報等についてもこのマイナンバーを付番させるということができのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、すみません。大変、多分、今の現行のマイナンバー制度の作業自体がわかりにくいものであるというふうに認識しておりますので、現在の作業状況についてお話し申し上げさせていただきたいと思います。

現在、マイナンバー制度につきましては、平成27年10月から住民票のある方に通知カー

ドが送られます。これにつきましては機械的に現在住民基本台帳に載っている方、持っている方に個々に作業をしていきます。これについては一切これ以外には使えません。ですので現在住民基本台帳のところからマイナンバーの12ケタの番号を輩出するに当たっては一切ほかのところへの付番はございません。これにつきましては、まとめまして直接は地方公共団体情報システム機構いわゆるジェイリスというシステムの機構がございしますが、これが従来住民基本台帳ネットワークを管轄するラスデックから管轄替えを行ったものでございますけれども、こちらの方を通じまして一斉に通知カードとして配布されます。ですからこの間につきましては、一切ほかの機関への流出はございません。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） この情報流出ということにつきましてはいろいろですけれども、この制度といいますか、このシステムの中にマイナポータルというのがある、これ、政府の案内を見ますと、パソコン等で見るということになると思うのですけれども、本人宛ての、その見る方の個人の情報がどういったところで使われているとかそういったことが閲覧できたり、それから、行政から本人宛ての必要なお知らせとか情報を見ることができるというようなふうになっているのですけれども、これはパソコンを持っている方でないとちょっと見られないというのと、それから、何か1月から配布されるICカードのついた番号カードがないとできないというふうになってはいますけれども、行政からその個人の方に必要な情報をお知らせする情報を見ることができるということは、1軒1軒その通知とかそういったことは、これ打ち込むということなんですかね。それとも、何か郵送でお知らせしたい、個人宛てにお知らせしたいことというのは郵送とか送るべきではないかと思うのですが、ちょっともし私の意味が違っていけば……。マイナポータル。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） マイナポータルにつきましては、まだ各自治体がどういう利用方法をとというような形でやっていくのかという詳細につきましては一切国の方から届いておりません。先ほど議員が申しました通り個人の情報を、自分の個人情報をいつ、だれがだれに提供したのかという確認ができます。それから行政機関がもっている自分の個人情報の内容の確認ができます。行政機関から提供される1人1人に合った行政サービスの確認ができます。ただパソコンのない方でもマイナポータルを利用できるよう公的機関に端末設を予定することになってはいますが、そこら辺のところの詳細につきましては一切国からまだ来ておりませんので、私の方からは今のところの概要につきましてはそこまでしかお答えすることが

できません。以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） はい、新聞等でも言われているんですが国の方から詳細が伝わっていない、示唆しないというようなことが現場で混乱しているというようなことが聞かれますけれどもマイナンバー制度導入のメリット、デメリットと言われるんですけれども住民にとってのどうなのか、あるいは行政にとってそれがどうなのか新聞紙上に解説もされていますけれどもそんな点についてお聞きしたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） メリット・デメリットにつきましては報道されているような内容に関してお答えするような形になってしまいますけれども、お答えさせていただきたいと思えます。住民と行政のメリット・デメリットにつきまして、まずメリットにつきましては、このマイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるということ。それから、年金につきましてはまだこれからということになりますけれども、福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減って簡潔になるということ。それから、さまざまな行政サービスの情報を確認したり、お知らせを受け取ることがスムーズにできるようになるというふうになっております。まだまだ細かい点につきましては、どういう形で利用していくのかということとはなかなか難しいのですけれども、社会保障、社会福祉は元来弱者のために存在するものでありますし危険性を排除しようとすることは当然のことではございます。

例えば、未成年や障害者、お年寄りなどを守るためにあるものであるというふうに私どもは理解しておりますけれども、なかなかそこら辺のところの詳細につきましても、まだまだ細かい点につきましてはこちらのほうにまだ周知されていないところもあるということで、今後も国の動向を見守っていきたいとは思っております。住民の利便性の向上ということもありますが、これに関してはそんなところかなというふうに思います。

また、行政の効率化につきましては、要は、同じような、先ほど申し上げましたとおり同じような手続書類が重複して届くということが、これをしないこととして手続ができるということ。それから、一元管理が確立されて重複した内容の書類が送られなくなるということは、その書類の情報を確認する人間や作成する人間、それらをしていく人件費や印刷代などの費用、これらをすべて省力化できるということができるといえることではないかと思えます。またデメリットにつきましてはでございますが先ほど議員がおっしゃいました通り懸念され

る材料としましては個人情報の流出セキュリティーの関係の問題というようなことも言われていますけれども現状としましては嚴重にセキュリティーをしていくということを申し上げているということでございまして今後のその関係におきましては私ども努力していくということでございます。以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今説明をいただいたんですけれどももし1つ2つ行政の窓口で必要になる場面が過去実際にあるかどうか1、2例あったらお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在のところ国の方からは確定したものが下りてきていません。医療連携として保険診療請求への活用について検討はされているということのほか税関係について活用されるという話は聞きますが、情報がなく申し上げられるほどのものはありません。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 行政としてかかわるにあたって実際の業務の量や内容の量は増えるのでしょうか、軽減されるのでしょうか、わからないのか、また新たにしないでならない仕事があるのかお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 行政に関しましてはその負担等でございますが、マイナンバー制を導入するにあたりましてさまざまなソフト関係、コンピュータ関係のための経費はかかってきます。一部については、国庫の補助等で賄いますが半分以上は各村の負担が現状でございます。ソフトを入れるにあたりましてそれぞれのシステム自体が古いものですからそれを更新していかなければならない。それから自治体においては中間サーバーにかかる経費も増えていきます。それから今後でございますけれども煩雑性が出てくるかも、10月の個人番号カードマイナンバーですけれどもこちらの方は、最初にお手元に届けるものは直接国からというように聞いていますけれども場合によっては各自治体が配ってくださいというふうな話になるかもしれないが、そこら辺のところはまだ正式には聞いていませんが国としましては直接本人宛にお送りしますと言っています。そこら辺のところはあまり自治体では労力を使わないで済むのではないかと。ただ今後來年の1月から個人番号カードも交付するようになるがこれは1回につき無料で出すこととなりますけれども、こちら関係につきましてはそれぞれの申請があつて個人番号カードを申請するという形になりますが、窓口の事務的

なもの、前の住基カードといいますか、その交付の枚数からすれば今度はふえてくるということになりますので、そこら辺は若干煩雑にはなるかなというふうには思われます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 新たに生じるその義務とか責任という点では、個人情報保護に万全な注意を払うというかそういったことが新たなことになるのではないかなというふうに私も思うのですけれども、続いて、このナンバー制度導入に伴うその課題と対策ということではちょっと何点かお聞きをしたいのですけれども、多分、ちょっと住民の方の素朴な疑問だと思うのですが、通知カードとか、あるいは1月から発行される——発行されるというか希望者に発行される番号カードをなくしてしまったとか盗まれてしまったとか、こういった場合、手続はどうするのか、これは赤ちゃんから高齢者まですべて対象になりますが、再発行しても番号は一生変わらないとすれば失くしたカードが出てきた場合は2つということになるがどうなるでしょうか。また新しいカードが発行されるということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 峰田住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） いまの通知カードと、それから番号カードについてですが、当然紛失ということもあり得ますので再発行ができます。再発行のための手数料はいただくということになっております。ただ、その紛失したときの対応といいますのはやはり大事なものですので、通常の、今、要するに使われないように、紛失したというようなことでお届けはしていただくような格好になるであろうというふうに思っています。その、今の、パスポート等をなくしたときと全く同じ状況ではないかというふうに思っています。具体的なまだ、今後、まだ発行をしてこれからのものがございますので、非常に細かな最終的な手続のところまでは、まだ何とも申し上げられない状況ですが、少なくとも再発行ができるものであるし、それから紛失したときの大切さというものにつきましては、今の、やはり住民基本台帳カードと同じような、それから今のパスポートの紛失と同じような対応のほうはとっていくものというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 10月から番号カードというか通知カードが郵送されるということで、多分にわかには住民の方からいろいろなそういった疑問が出てくるということで相談の窓口なんか必要になるかと思っておりますけれども、国のほうから詳しい説明なりその対応というふうなことについての指示が十分来ていないとすれば、10月に通知カードが届いても、ちょっと

それに対応するのに非常に混乱するのではないかなというようなことも考えられますし、悪意を持った人はなりすましとか、よく言われますけれどもそんなようなこと、それから、一番情報漏えいというようなことがあるのですが、この、そこら辺のその情報漏えいだとか、よくなりすまし犯罪とか言われていますけれども、こういったことに対する対策といいますか、村としての、そんなのは今考えておられるようなことは何かありますか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 個人番号カードまたは通知カードの関係の再発行ということでございますけれども、基本的には、我々役場職員につきましては各住民の方の顔等は、個人との識別は可能かと思っております。

ですがいまして、なりすましというのはまず、村民の方につきましてはあり得ないかなというふうには思いますが、ただ、なくした場合の、例えば個人番号カード、国から言われていることにつきまして、ＩＣチップが埋まれているというふうに言われておりますけれども、その中の情報につきましては、万が一紛失した場合につきましても、個人の重要なデータにつきましては、そのＩＣチップには埋め込まれていないというふうには言われておりますので、そこら辺のところはほかに流出するということはまずないであろうという見解にはなっておりますので、そこら辺のところは我々自治体としましても、国のほうの方針といいますか、その考えで進んでいくというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、最後に総務課長が言われた、そのＩＣのついたその個人番号カードなんですけれども、セキュリティーの部分ではかなりいろいろ、そのＩＣチップがついているというようなことで言われるのですが、国としては、この個人番号カードを積極的に普及といいますか広めるような方針らしいのですけれども、それはどういうことがその裏にあるかという、今後それを、このマイナンバー制度を使っていろいろな部分に、これ政府では情報インフラだというふうにしていくというようなことで、さらに利用範囲を、拡大を考えているというのが国の方針のようですけれども、こういったどんどん民間レベルにこのカードの情報というのがそのように詰め込まれて使われていくということに対して、行政としてもいろいろ、セキュリティーだとかそういったことも大変になりますし、基本的にその国の方針といいますか、情報インフラだということでもどんどん利用拡大していくというようなことについて、基本的な部分になると思っておりますけれども、村としてはそれに対するお考えはどうですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 自治体としましては、国の決められた方針、制度につきましてあらがっていくということはできないかと思えます。

したがって、私どもも国の制度どおり粛々と進めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それでは、最後にですけれども、このマイナンバー制度、それからこれに関するその疑問、懸念というのは、今やりとりした中でも幾つかあるのですけれども、村民の皆さんが10月1日から通知カードが配布されれば非常に不安といいますか、あると思えますけれども、実際に施行は1月ですけれども、どんなふうに村民の皆さんに説明、周知をされていかれる方針ですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、まず、マイナンバーの今の付番をして、今の通知カードに一番かかわる住民課側のほうでの、今の広報関係についてちょっとお話し申し上げたいというふうに思っています。

マイナンバーというのは非常に大きくいろいろな広い範囲で大きな制度改正でありますので、なかなかわかりづらいとか理解をしづらいというものだというふうにも、私たちのほうですらよくわからない部分がありますので、というものだというふうに認識しております。ですので、必要なときに必要な情報を配布をして、それについて対応をしていくのが今の事業課である住民課の務めかなというふうに思っています。

現在、10月から地方公共団体情報システム機構から通知カードが配布されていくわけですが、現在の一番の課題としては、その通知カードを確実に個人に着くということがまず第1の課題であるというふうに考えています。これが届かないというケースについては、次の2点を、今、住民課のほうでは想定しています。

1つは、住民票のある住所地以外に住んでいるケース。もう一つは、そもそも住民基本台帳への登載がないというケースです。住民票のある住所地以外に住んでいるという場合は、現在ご存じだと思われそうですが、8月末から住民票の住所地でマイナンバーを受け取ることができない方を対象に、実際の居住地で受け取れる制度についての広報がされています。これについて、窓口のほうへご相談に見える方もぼつぼつおられるわけですが、これについても

やはり高齢者が多いというようなこともありまして、全ての対象者が理解し手続するとは限らないというふうに認識しております。

そして、さらに問題なのが、先ほどから申し上げておりますように、自治体が直接個人にこの通知カードをお届けするわけではありませんので、いわゆる市町村が直接行うような細かな配慮はできません。ですので、いわゆるJ-LISからの通知は、当初どおり事前の届け出のあった人、あと、それ以外については住民基本台帳のあるところへ一斉に送られるのであろうというふうに想定しております。

続いて、住民基本台帳に登載がない場合というのがあるわけですが、これについては、そもそも一番肝心の通知カード自体が作成されません。市町村が実態を把握することもきわめて困難だというのがあります。ただし、現実には住民基本台帳がないという方には、この中には、この今の全国の中にはあまたおられます。今、住民課のほうでは、その10月の広報紙でこのような現象が起こるということを村の皆様方にお伝えするとともに、役場担当者のほうへ、全てこのような、届かないという場合には全て相談を願いたいというようなことを一斉に通知していく予定でございます。

一般的な広報につきましては、国の事業でございますので国のほうでもさまざまな形で実施しております。村のほうで広報する場合にはそのすき間を埋めるような広報、つまり、例えば、国のほうでは想定はしているでしょうが、実際には住民基本台帳に登載のない方をどうしろとかそういったような細かな広報はされません。ですのでそこら辺のところ、実際に届かないと困る方のところについて細かな広報を、この10月、1月の広報を通じて行ってきたい。また、場合によってはホームページ等の掲載もして行っていきたいというふうに思っています。

今後の広報につきましても、私どものほうに関係のあるものにつきましては、必要なときに必要な広報を。今回のものは大変にわかりにくいために、事前に一括した難しい広報をしても必ずしもわかるとは限らないというふうに認識しておりますので、必要なときに、なるべく国のすき間を埋めるような広報に心がけたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 1月から本格的になるということで、今、広報等に載せて、必要なときに必要なことを詳しくということでお話がありましたけれども、例えば、住民の皆さんに説明する説明会的なようなものとかそんなようなものはどうなのですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） その件につきましてですけれども、今、国の関係機関等からもちよつとご連絡等もいただいておりますけれども、国のその関係機関につきましても、まだやはり、各自治体と同様に細かい点はおりてきていないというのが現状だそうです。

それで、できましたらということなのですが、国の関係機関、例えば税務署さんとか、それから法務局さんになろうかと思うのですが、そういうところと協同して住民説明会というのを開けないかどうかというそういう案はあるみたいなのですが、まだ、いかんせん具体的な情報がおりてきていないところにおいて、ネタがないところに住民説明会を開いても意味がないということもありますので、今後10月に、そのカードが各個人に通知されていくと、送付されていくと。その以降、国からの情報等がおり次第、国の関係機関さんと自治体と連携して、協同でそういう説明会が開ければというふうには思っておりますけれども、ちょっとまだ具体的にいつということはまだちょっと申し上げられないけれども、そういうことで、今ちょっと構想的にはあるということだけご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。時期を見て、国のほうから詳しい指示等が来ましたら、できればそういった住民の方を会場に集めて説明するようなこともぜひお願いしたいというふうに思います。

ここまでマイナンバー制度について伺ってまいりましたけれども、私はこの問題、今後大きな心配や懸念が現実になるのではないかと。全国的に現実になるおそれがあるのではないかとこのように思います。

いずれにしても、村で行うべき対策は確実に行ってもらいたいということは改めてお願いをしたいと思います。

続いて、次の質問ですけれども、筑北村との連携、協同についてということなんですけれども、坂井、坂北、本城の旧3村が合併して筑北村となってから10年。麻績村と筑北村はそれぞれ独自の村政を進めてきましたけれども、地域性からいって協同、連携が必要な課題は多くあります。農林商工業、観光、それから道路、交通、廃棄物処理、福祉、子育て、通勤者対策等々さまざまです。麻績村としては筑北村との連携、協同は欠くことができないわけで、現在、筑北村との間では協同事務や事業、行事、イベント等が幾つか行われておりますけれども、この日常的な通常業務での協同、連携のほかに、例えば中長期的なこの地域の共通課題を協議・検討する会議や組織というようなもの、そういったものについて、その経過

といたしますかそれを振り返ってどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

学校統合検討委員会もその一つですけれども、そのほかのものはどうであったのか。もし、特にそういう組織立ったものはなくて、担当部署や機関の間で定期的に、あるいは必要に応じて協議や検討をして当面する業務に当たってきたということでしたら、それはそれで、これまでを振り返ってどうだったのか。もっと協同してやるべきこととかそういったこと、あるいは見直すべきこととかそういうこともあったのかどうか。そんな点をちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 2つ目のご質問でございます。筑北村との連携、協同についてということでございます。

今日、行政を進めに当たりまして広域連携はなくてはならないものとなっております。松本広域での消防業務、そしてまた穂高広域でのごみ処理、また、松塩筑木曾広域での特別養護老人福祉施設の運営等々、さらにたくさんあるわけでございますが、近隣自治体間の協同事務、大変重要になっているわけであります。

ご質問の筑北村との関係につきましても多くの協同事務を行っております。そしてまた、必要に応じまして新たな事業推進も連携し行っているわけであります。医療関係、衛生関係、福祉、子育て、教育、観光、産業、建設、文化などなど本当に幅広い分野、連携、協同事務を行っているわけでありますが、議員おっしゃいましたように、現在の課題、現在の問題、それからさらには、消防等を含めながら、あるいはごみ処理、衛生センター等についてはそうなんです、中長期的な課題、これらについてもともに進めているわけであります。

これらの事務事業についての協議・検討につきましては、それぞれの担当所管で関係機関の指導をいただくなどして進めておるわけでありますし、中には、組合、議会等正式な組織を組織して執行していると、こういった事務もあるわけであります。今後も両村民の多様なニーズに応えるためにも、また事務事業の効率化のためにも、連携、協同事務は進めてまいるとこんな考え方でございます。

なお、協同、連携事務の内容につきまして、それぞれの課長から主な点について答えさせていただきますのでお願いいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうから教育関係の部分につきましてちょっとお答

えをさせていただきたいと思います。

まず、教育関係事業、また公民館関係事業で筑北村との連携、協同する事業は現在も多くあります。そんな中で共通の課題ということでございますが、特に学校教育関係につきましては、やはり麻績村、筑北村の共通課題というよりは広域的な共通課題のほうが多くありまして、ほとんどが東筑摩郡、また、もっと大きな部分での検討が行われ、そんな中で課題解決等に向けてやっているわけでございますので、ここでは麻績村と筑北村との連携、協同事業関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、保育園の関係でございますが、園児の交流事業を実施する中で、年長組の園児が筑北保育園と交互の園訪問を行って、そんな中で課題を見つけて協議をしているということ。またのその協議の場としては2つほどございまして、保育研究事業として両村の保育士が各保育園を見学する中での部分。また、それをもとにした保育士の研修事業というようなことで、両村の保育士が一堂に会して保育事業についての課題等の話し合いをする中で検討して、両方評価する中で運営に反映をさせているということでございます。

また、先ほど申し上げました学校教育関係でございますが、特に中学校については筑北村との組合でございます。そんな中で、学校組合教育委員会の中、また、組合議会の中において検討・協議を行う中で、よりよい方向に向けるように行っているというような状況でございます。

また、小学校におきましては、中学入学に備える中で、6年生が坂井小学校との交流を実施する中で、それぞれの子供たちの交流を進める中で、課題があれば、またそれぞれの部分でお話をさせていただく中で実施しているということでございます。

また、公民館事業では、昔は筑北4カ村ということで結構やっていたわけでございますが、今、2カ村ということで協議会もなく、東筑の関係で行っているという状況であります。現在では成人式の祝賀会を行う中で、両村の会場持ち回りを行う中で交流を進めたりする中で課題等が出てくれば、その打ち合わせ会議等で実際にはやっているということで、公民館事業につきましてはもう少し大きな東筑の段階で行っているというのが実情でございます。

また、社会教育関係では、特に図書館事業の中で図書館システムの活用をする中で図書の貸し借りをし、そんな中でいろいろな本の課題等のことも図書館のほうで研究をしながら進めているという状況でございます。

また、社会体育事業では、特に子供たちのために剣道や野球、そしてサッカー等について、両村の社会体育のクラブ等で受け入れをする中で、しっかり連携をとる中で協同でやっ

るということでございます。そこら辺につきましても、中学校では部活の関係の運営協議会がございます。それらも活用する中で、いろいろな面で反省、評価をする中で、今後のものを進め現在に至っているということでございます。

以上、重立った事業等でございますが、最初に申し上げたとおり、それぞれの事業の中で課題等の検討・協議を行っておりますが、そんな中でも必要性があれば教育委員会の会議の中でもしっかり検討する中で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

教育委員会関係、以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、総務課関係の連携等につきましてご説明させていただきます。

総務課関係につきましては、主には消防組織という形になろうかと思えます。かつては筑北4カ村でブロックで協議会をといますか、ものをつくりまして、毎年行う消防の計画等を広域消防と連携しながらつくっていたということですが、2村になってからは、それぞれ消防主任と、それから消防団の役員、それぞれに一堂に会しまして、広域消防を伴いながら、一緒になりながら協議して連携していくというふうな組織づくりといますか、組織をもって現在進行中でございます。

それから、もう一個ですけれども、地域イントラの関係になりますけれども、現在は図書館システム等が主なものになりますけれども、現在、インターネットにつきましてはセキュリティーは全て筑北村のサーバーが関係してございます。

したがって、全てにつきまして、筑北イントラにつきましては、インターネット化媒体の関係につきましては、筑北村さんが今、責任を持って管理していただいているというような状況になっております。我々といたしましても、各担当で、担当間の中で協議をしながらイントラの利用法、またはその保守的なもの等につきましては話し合いをしているというふうな状況になっております。また、村としましては、筑北イントラの関係の負担金につきましては予算化したとおり筑北村さんにお支払いしているというふうな状況です。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、住民課関係の事業についてご説明申し上げます。

住民課のほうでは、主に、昔から筑北4村でやったものを継承している保健衛生関係の中

心に福祉関係全般でございます。

まずは、一部事務組合で行っていますクリーンセンターの事業。それからあと、もともと筑北保健衛生施設組合で行っていましたが、現在は2村の協同事業として行っています母子保健事業。あと、精神保健相談の関連の事業と及びその家族会の運営。あと、筑北地域の医療機関、行政の連絡会。あと、近年では介護保険が出てまいりましてからは介護保険事業の事業所連絡会を協同で行っております。あと、これは筑北、麻績、生坂、3村になりますけれども支援センターの連絡会は、これは生涯福祉関係で行っています。

あと、なお、このように組織化されているものとは別に組織化されていないが連携している事業として、予防接種や検診の単価設定等の保健衛生の関連の事業の連絡会が別途ございます。

全般としまして、単村のみだと対象者が少なく経費的にも非効率であるというのと、あと、相談事業の回数や医師の確保について両村でやったほうがやりやすいというようなことがありまして、一定の成果は上がっているというふうに認識しております。

あと、連絡会等につきましても、事業所や事業関連の連絡を実施することで各村間の不均衡がなくなるといったようなメリットがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 振興課関係について簡単にご説明をさせていただきますが、地域課題が共通しているというようなことで、筑北村単村ではなくて他の関係機関等も連携しておるわけでございます。

国道・県道につきましては関係沿線市町村とともに整備促進について連携をしておるところでございます。また、地域課題が共通する筑北村さん、生坂村さん等と県と現地を合同で点検をして確認をしておると。また、先日のトンネル見学会は筑北村さんと協力して行っておると、農政関係では米の生産調整の関係、筑北米のPRの関係も協同をしておりますし、松くい虫の共同防除の関係でも関係市村と協力しながら実施していると。このほかにも多々ありますけれども常に連携をしておるといった状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

観光課長に申し上げます。時間が迫っておりますので答弁は簡単をお願いします。

○観光課長（塚原敏樹君） 観光課の関係、観光部門でございますけれども、観光部門につきましては筑北村単独という形ではございません。松本広域連合との中で他の市村とあわせて

PR等のイベント、それから、そういった活動に連携して行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

塚原議員に申し上げますが、質問を端的に、時間が迫っていますのでよろしく願います。

○3番（塚原利彦君） 多岐にわたって、今、お答えをいただきまして、再質問を個々にはちょっとできませんので最後になりますけれども、私が一番ちょっとお聞きしたい部分は、この地域の共通課題という点では、雇用確保、企業誘致ということで、以前にもちょっとお聞きをしたのですが、この課題について筑北村さんと協同組織を立ち上げたりすることについて、そういったことについてはどうかというようなこと。

それから、これ村長さんにお聞きをしたいのですが、いずれはこの地域が一つにと口にされます。それから、その時期が来るまでというふうにもおっしゃいます。地域の課題というのはたくさんあるわけですが、重要な課題克服に向けた両村の協議・検討を具体化することで、将来の合併への確かに近道になるというふうに考えます。両村が協同してその地域の共通課題に向き合うことで合併も現実味を帯びてくると思いますが、そのように動き出すことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えさせていただきます。

私も常々言わせていただいておりますが、この筑北地域というのは、最終的には、将来は一つになるべきだという思いはあるわけですが、やはり時間が必要だというその思いは変わっておりません。

それから、この地域への企業誘致、あるいはいろいろなものの誘致、こういったことではありますが、私はこの地域という思いをしているわけですね。今、その土地の、土地利用等の見直し等も内部で今行っているわけですが、今回の農振除外等を含めながら、この地域、この筑北地域としては、やはりインターのあるこの麻績がいろいろな面で中心になりリードしていかなければいけないというふうなことで、将来に向けた土地構想等も、今、内部で検討をしているわけがあります。

そういったことで、これからこの地域全体が発展して行ってほしいと、そんな思いでこれからの行政に当たっていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） きょうは細かい部分までお聞きをするにはボリュームが多過ぎたという部分もありますし、各課から詳しくいろいろ経過についてお話しありましたので、これは受けとめて、この問題、重要な問題で、村民の皆さんの関心も高いわけですから、改めて、この筑北村さんとの協同についてはまたお聞きをするようにしたいと思います。

○議長（尾岸健史君）

ただいまから休憩に入ります。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

観光事業について質問します。

昭和30年後半より聖高原一帯で始まった観光事業は、村の発展、イメージアップに大きく貢献した事業でもあることも評価されていますが、バブル経済崩壊以降ブームも去り、客足も激減する中で、また限られた資源、財政の中で今後の観光事業を村としてどのように捉え進めるのか、現状の課題を提起しながら伺います。

過去におきましても再三検証が行われ、また、観光事業研究委員会での検討も実施され、改善策も図ってきたと思います。時代背景もあり、事業の難しさが前面に出ている事業になっているのが現状だと思います。変化の大きい観光客のニーズをどう捉えていくのか。また、

観光事業の継続と村民の理解をどう得るのか。今後の運営につきましても伺いたいと思います。

質問要旨の1でございますが、村として観光事業の位置づけと今後の展開を伺います。

代表的な聖高原を見ますと、観光客の直近の数値では、平成25年度7万5,000人、26年度6万7,000人、対前年比88%、観光消費額は、25年度3,100万、26年度2,615万円と年々減少の一途であります。観光事業全体での収支面を比較しますと、過去2年では支出が収入を7,000万円上回っています。このように、観光客の減少、費用対効果をどのように捉えていくのか。村にとって観光事業の将来を見据えての重要性、継続性はどこまで求めていくのか答弁を求めます。

質問趣旨2になりますが、課題解決に向けての観光事業の見直し計画がうたわれていますが、進捗状況について伺います。

自立計画では、10年目、最終年を昨年迎えましたが、計画では観光事業の経営改善として収支の健全化を目指すことになってはいますが、成果はどのように分析しているのでしょうか。また、利用率の低い施設の見直し検討も挙げられていますが、状況について伺います。

6次計画では、新たな観光ニーズへの対応策と施策の取り組み、過疎地域促進計画では個性ある観光づくりとなっていますが、進捗状況について答弁を求めます。

別荘地について伺います。

平成9年以降の地上権更新期には解除件数もふえ、26年度末には914件と、当時と比較する半減しています。村持ち分が契約件数を超えている状況です。また、地代では当時の3分の1くらいになり、26年度1,240万円となっています。加えて、地代の滞納額が、26年度末2,950万円と、担当者の努力にもかかわらず年々増加でありますし、収入不納として欠損した累計額もかなりの金額になっています。残念ながら、自立計画樹立時点での想定された方向に向かってきたということになりますが、自立計画では、26年度は950区画、地代2,085万円を予想していますが、想定以上の進捗になっているわけで、この間、改革が必要であることを計画書でも明記していることになりますが、課題解決に向けての取り組みと今後の方向づけについて答弁を求めます。

質問要旨の3でございます。

指定管理者制度の現状と課題並びに効果について伺います。

全国の多くの自治体で導入した指定管理者制度の評価は必ずしも芳しくないようです。指定業者は採算がとれない、行政としては導入効果があらわれない等々、指定取り消しなり期

間満期取り消しの傾向が増加しているようですが、当村としても、施設においては民間活力を導入していますが直面している問題だと思えます。これらを含め、現在までの指定管理者制度導入で、村として評価はどのように捉えているのでしょうか答弁を求めます。

質問要旨4、スカイライダー安全対策について伺います。

既に報告は受けておるわけですが、8月15日に発生しました追突事故ですが、関係された利用者の皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。あつてはならない事故です。万全な対策のもと、二度と起こさない防止対策が確立され、安心して楽しく利用いただけるよう、原因の究明、遊具施設の総点検、安全管理、運行マニュアルの徹底、監視員の体制確保等厳格な運営体制で営業されることについては確認できましたが、改めまして安全対策について説明を求めます。

再質問につきましては自席にて行いますのでお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、塚原議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初に、観光事業についてでございますが、村としての観光事業の位置づけと今後の展開については、課題解決に向けて観光事業の見直しと進捗状況はということでございます。続きまして、指定管理者の現状、課題及び効果。そして、スカイライダーの安全対策という順番で答えさせていただきたいと思えます。

まず、麻績村の観光につきましては、昭和38年、聖高原の別荘開発を主体として始まりました。開発は、自然保護を基調に、村の指導性と主体性を確保するために、土地を売らない地上権設定による35年間——現在は30年でございますが、これの借地とする独自の麻績方式で進められてまいりました。同時に、ホテル、食堂、スキー場、博物館など観光施設を整備し、別荘地は1,800余区画が造成され、東京、愛知、大阪方面を主に19都府県のお客様にお求めをいただく人気の別荘地となりました。

こうしたことによって麻績駅、現在の聖高原でございますが、ここには急行、特急列車の停車が実現し、長野——松本間の弾丸道路構想は長野自動車道として実現し、麻績インターチェンジが開設されるなど、麻績村発展の礎の構築につながったと私は考えているわけであります。

さらに、開発収入によって筑北中学校建設など教育施設が整備されるなど多くの効果も

たらされました。また、水資源の乏しい麻績村におきましては、別荘地へ供給する水道水の確保、これが急務でありまして、それとあわせまして村民の生活用水の確保、これらがダム建設などによって進められたわけでありまして、このことにより下水道が全戸に整備されても余裕の水源が確保されたということになるわけでありまして。

その後、昭和63年からは新たな時代へ向けての観光施設整備が、観月苑やシェーンガルテンおみ、これらを加えて行われたわけでありまして、こうした麻績村の観光事業は、単に一部、あるいはいつときの利益を求める観光事業ではなく、効果が広く及ぶ村づくりという考え方で行われ、麻績村民に、あるいは近隣住民にさまざまな形態で効果を及ぼしてくれたということになっているというふうに私は考えております。

今後このような考え方、いわゆる村づくりという考え方は引き継がれなくてはならないと思っておりますし、行政が主体ということで行う観光は、利益追求、効率優先だけでなく、将来を見据えた村づくり事業として考えていかなくてはならない、こう思っております。麻績村には恵まれた美しい自然、長い歴史と文化、郷愁を誘う田園風景、そして、整備された交通網があります。こうした村民が誇れる資源を活用して、都市との交流、元気な村づくりを目指すことが必要と考えておるわけでありまして。

指定管理について申し上げます。

観光施設の指定管理につきましては、現在、共立メンテナンス株式会社にはシェーンガルテンおみと聖レイクサイド館を。そして、聖高原リゾート株式会社には聖高原スキー場ほか聖高原の施設を指定管理者として管理運営を委託しております。

既に6月定例会でお話をさせていただきましたが、共立メンテナンス株式会社との契約は12月末をもって契約を打ち切り、新たな指定管理者に移行することで進めてまいりました。しかし、新たな指定管理者の応募はありましたものの、結果として、指定管理者として採用までには至りませんでした。現在改めて新たな指定管理者の募集を始めるとともに、募集期間に余裕を持つため、共立メンテナンス株式会社との契約打ち切り期限を多少延長することも検討しております。来年4月1日からは新たな指定管理者に管理運営をお願いするよう努めてまいりますが、万一、新たな者が定まらない場合には、しばらくの間、村直営で行うことも検討しております。

指定管理者の課題につきましては、多くの能力を求められる観光施設の運営には多分にあると思っております。運営に当たっての企画力、営業力、宣伝力、誘客力、そして施設の効率的な管理、お客様にご満足いただけるサービスの提供などなど必要とされますが、こうし

た能力を有する者を選ぶこと。そして、指定管理者には発注者の理念に沿って管理運営していただくことが課題であると考えております。指定管理者制度は、民間事業者等が有する能力を活用することによって住民サービスの向上を図るとともに、施設の効率運営を図るなど効果が期待できます。そのためにも優秀な指定管理者の選考に努めてまいります。

スカイライダーの件でございます。

去る8月15日、午後1時20分に発生しましたスカイライダーのお客様同士の衝突事故につきましては、関係皆様に、そして多くの皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしました。管理運営事業者聖高原リゾート株式会社の責任者として、また、監督指導する麻績村長として深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

また、おけがをされた方には心からお見舞いを申し上げます。

今後はこうした事故の防止に万全を期するとともに、おけがをされた方々には十分な対応をとらせていただきます。安全マニュアルの徹底、従事者の安全対策意識の高揚等に努め、安全で楽しい聖高原になるよう取り組んでまいります。

以上、答えさせていただきましたが、具体的内容につきましては観光課長から補足をさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） それでは、要旨1の観光事業の部分につきまして補足の説明をさせていただきますと思います。

平成バブルの景気以降、ご指摘のように景気の低迷、それから少子高齢化の進展に伴いまして観光客が年々減少しているということは課題となっております。また、ご指摘のとおり、別荘の所有者につきましても世代交代等によりまして半減というような形の現象が課題として挙げられます。また、近年につきましては高速道路の整備、それから新幹線の整備等におきまして、観光に対しましても移動時間の短縮等のメリットということもございますけれども、移動時間が速すぎるということで、その通過点になってしまったり、また、その日帰り旅行を可能にするというようなデメリットが出てきているというところが、最近のこの観光の課題だと思っております。

そういったそれぞれの理由等によりまして、収支バランスが合っていないというご指摘もそのとおりだと認識をしております。

麻績村の観光の中でございますけれども、麻績村の観光は、例えば観光施設と位置づけをしています信濃観月苑といったものもございますけれども、これにつきましては文化的要素

も含んでいる施設でございます。それから、博物館につきましては観光の施設という位置づけにされてはおりますけれども、博物館につきましても教育施設という位置づけもございますし、また、聖高原のスキー場のように冬場の子供たちの運動施設といった、そういった意味合いも含まれる部分の施設もこの観光事業で担っているというところでございます。観月苑におきましては、小さな村であるということではありますけれども、こういった文化的施設を持っているということによって、茶道をされる方たちに大変喜ばれておりますし、うらやましいといった話もございます。

スキー場においては、世界に活躍できるような選手も輩出をしているということで、全体的に収支が合わないという部分もございますけれども、麻績村を外に向けて発信する重要な施設というような位置づけもある一面としてあるというふうに認識しております。

それも含めて、それに係る経費のバランス的に7,000万という数字が先ほどございましたけれども、それが全て赤字だというような部分ではないかなと思っております。実質的な赤字額につきましては、一般会計から観光事業特別会計に繰り出しをしている額、これが観光のマイナス部分だと思っております。村で長く直営または委託というような形をとって運営していました施設を、それぞれ民間にお願いするというような形をとって赤字解消に努力をしてきております。平成24年度には3,830万円の支出をしてございましたけれども、平成25年には2,950万円、平成26年度は1,870万というような形で減少をしております。

ご指摘のとおり、麻績村の自立計画の中に、今後、経営改善をして改善が図れない場合は、それぞれ見直しをしていきますというようなことが載っております。経営改善ということにつきましては、先ほど申し上げましたように平成7年4月から交流施設シェーンガルテンおみ、それから、聖レイクサイド館等につきましては、それまで直営で行ってきたものを平成20年から21年度につきましては聖高原開発公社に指定管理を出してございます。22年から平成24年9月までは直営に一旦戻しまして、平成24年10月から現在に至るまで共立メンテナンスさんに、シェーンガルテンの部分は指定管理をお願いしておりますし、聖高原の施設につきましては、平成25年3月まで聖高原開発公社に業務委託をしていたものを、平成25年4月から聖高原リゾート株式会社に指定管理をお願いをして、あわせて、直営に比べまして村の負担軽減を図ってきているところでございます。

それから、第6次の振興計画等のご指摘もございましたけれども、今後は、多様化する観光客の要望を的確に捉え、自然や歴史、農村資源を活用した特色ある観光地づくりを推進しますと、それからイベント等の開催や近隣市町村との連携に誘客の強化を図りますといった

文言もございます。

リーマンショック以降、アベノミクスによる景気の部分につきましても、地方にはなかなか浸透してこないという厳しい状況が続いております。今後は、新たな大きなハード事業というもので行って誘客を図るわけではなく、ソフト事業を展開していかなければならないというふうを考えております。

観光客のニーズは、先ほど申されましたように多様化しております。テーマパークや大きな観光施設への旅行といった観光ニーズとは別に、麻績村に合った観光という部分では、小旅行や気軽に行くことのできる身近な観光地として、俗化されない自然の中でゆったりと過ごせるような高原の整備。それから、農村の原風景を持っているシェーンガルテンおみを活用した都市との交流。それから、麻績宿や善光寺街道、麻績神明宮といった歴史遺産を活用する中で、そういったものを観光ニーズの中に的確に捉えまして、今後も新たな観光地づくりをしていきたいというふう考えておるところでございます。

多様化する観光ニーズに対応するため、現在行っている部分につきましては、博物館のリニューアルを行いまして、麻績村の歴史街道といった展示等の切りかえも行っております。

それから、農村の資源を活用した農業体験ということで、村民との協力により、農業体験、田植えとか稲刈り等の事業を実施しているところでございます。

それから、聖高原におきましては、最近でございますけれども、ペットと過ごす時間が重要だというような今のニーズの中で、ドッグランやペット同伴のバーベキューサイトの新設といったような環境の整備を行っておりますし、インバウンド、外国人対応といたしまして看板の多言語表記等や、それから看板、パンフレットの整備等、順次、多様化したニーズの中に対応した取り組みを実施しているところでございます。

別荘部分でございますけれども、別荘につきましても、先ほども出ておりますように、もう1,840区画ある中、半分が村に返ってきているというような状況の中で、区画の販売も平成17年が最後でございます。別荘の再販売というような形で、寄附を受けたものを販売という形は平成25年まで8棟行っております。それから、民間ベースでは年間数棟の転売等はされてはおりますが、実質的な新たに別荘がふえていくという状況には至ってはいないかなというふうには思っております。

集約をしていくというような検討委員会の結果報告等も出ておりますけれども、建物が建っているところを真ん中のほうに集約していくというのはなかなか難しい部分がございます。ですけれども、再販売していく部分につきましてはなるべく中心地を販売し、なるべく集約

するような形で、今後インフラ部分に係る費用の削減等を図っていかねばならないというように考えているところでございます。

1 番の観光事業につきましては、以上でございます。

続きまして、4 番でございます。

スカイライダーの安全対策というところでございます。

若干、補足をさせていただきたいと思っております。

スカイライダーの事故の件でございますけれども、事故に遭われた方につきましては、管理者といたしまして大変申しわけなく思っております。

発生日時でございますけれども、8月15日1時20分ごろでございます。スカイライダーでございますけれども、二人乗りのそりに千曲市の親子が乗車をいたしまして、頂上から3番目のカーブで単独で転倒をしました。転倒をした後のところを再乗車して動き出そうというところからでございますけれども、後ろから滑ってきた長野市の親子がその停車していたそりに気づくのがおくれまして、ブレーキをかけましたが間に合わないで衝突をしてしまったということでございます。

対応としましては、スカイライダーの営業を即時にとめて負傷者の対応をしまして、救急車ほか関係機関に報告をしたところでございます。また、当日、救急搬送先の病院にはリゾートの管理課長が行き、対応に当たったということでございます。

翌8月16日でございます。朝、緊急のミーティングを開き対応を協議をしました。けがをされた4名の方につきましては、副社長――副村長でございますけれども、副村長とリゾートの管理課長がお見舞いに向かったところでございます。状況的には大事には至っていないというような状況のお話をさせていただいたということでございます。

現場では、スカイライダーの本体、それからブレーキ、それからスライダーレーンの総点検を行いまして異常のないことを確認をしております。それから、午後5時からは安全対策会議を開きまして、マニュアルの徹底ということで指示を社長のほうからしております。スカイライダーの運行マニュアルを再確認し遵守するとともに注意喚起を怠らないこと。スピードは出させない。それから、大人の方がブレーキの操作をする。前走者が第3カーブを過ぎたことを確認してから次のお客様を出すこと。新たに、混雑時には第3カーブ付近にハンドマイクと赤旗を持った職員を配置し、危険防止を促すとともに、トラブルがあったときは直ちに対応に当たると。事故が起きたときには全て営業を停止し、救護マニュアルどおりのお客様の対応に当たり、上の指示があるまで現場の保存をすることといったものを職員全員

に指示を出したところでございます。

8月17日、社員全体で、リゾートが管理をしている全施設の部分につきまして総点検を実施しております。

翌18日でございます。村のほうで、村の立場から施設の安全確認を実施いたしまして、8月19日に営業を再開をしているところでございます。

現在でございます。長野市の親子さん、追突した側でございますけれども、けがの状況も小さいため完治をしております。千曲市の親子さんにつきましては、子供さんは大したけがではありませんでしたので治癒をしております。お母さんでございますけれども、頸椎捻挫等が若干あるということで、現在、通院をされているということでございます。管理課長のほうで毎日、時々、様子伺いの電話をしているところでございます。その後の対応については、今後も引き続き対応していくというような考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） では、再質問させていただきます。

私なりにまとめますと、村づくりの一環として大切な事業であると。予算面については、そういう面で余り収支にとらわれない部分もかなり事業の中ではあると、こんなふうを受けとめたわけでございますが、そういう中で今後どうするかという点を再質問させていただきますのでよろしくをお願いします。

観光客を今後どう確保するかという点で、今いろいろの事業を展開しているというお話があったわけでございますけれども、観光客の増加に対してはどのような見通しを立てているのでしょうか。年々減少してきていますので、それをふやすという面ではどのような対策を立てていくかについて答弁いただければというふうに思いますが。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 現状を見ますと年々減少傾向にあり、さらに減少していくだろうという部分があると思います。現時点で施策を講じて観光客を右肩上がりにさせるということとはなかなか厳しい状況ではあると思いますが、手をこまねいている訳にはまいりませんのでいろいろなニーズに対応した、細かく対応した部分でそれぞれ誘客に向けて努力してまいりたいなというふうに考えています。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今お聞きしますと、ニーズをしっかりと把握して対応しているようでご

ございますので、そのニーズを村としてどう、村にある財源を精査する中で観光客を誘致する動機を図っていくのか、従来の観光客がふれあい、学び、遊ぶということを目的とする等で多様化しているわけでありますので、先ほど説明がありました通り善光寺街道麻績宿をはじめとしてですね、文化財等もあるわけでそれとの観光事業の連携、それを地域総合戦略の中で検討されているということだと思っておりますが、それは課を横断した連携が必要になるかと思っております。このことで観光事業の向上に影響することを期待するわけでございますが、従来観光課主体の事業から課を横断した事業を展開する訳ですが、そういう面での企画調整担当部署というのはどこでやる訳ですか。そういうものがしっかりしていないとこのことが進まないというふうに感じますが、答弁を求めます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 村づくり推進課のほうでその辺のところ、全体のイベント等の年内の事業を把握いたしまして、その辺のところを調整しながら、各課課長、各担当の意見聴取をしながら行っております。

今、塚原議員さんのほうから財源の見通しというようなお話もございました。おっしゃられるとおり、財源、今現在、特別交付税の制度あるいは地方創生事業に伴う交付金事業、あるいはまた地域コミュニティといったような事業もございます。この辺のところ、できるだけ、いわゆる特別、特財を確保しながら観光事業のほうに当たっていききたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そちら辺は有利な財源を活用しながら進めていただければというふうに思いますが。

今いろいろ総合的に考えますと、観光課関係、村づくり関係、教育課関係、いろいろあるわけで、そういう中で村づくりを中心に進めるということ、それはそれで麻績村として取り組んでいくということですが。

例えば、総合的にそういう観光担当者の専門性というものをさらに求めていくという、これは自立計画の中にはあったわけでございますが、当面、人事面でそんなような考え方はできないわけですか。また、その必要性はないかということですが。村長さん、見解がありましたらお願いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えさせていただきます。

いわゆる観光が、民間事業者が大変いるような地域においては、それぞれ行政にもその観光事業の特別なスタッフを入れながらやっているという自治体もあるわけでありまして。ただ、麻績村の観光につきましては、ほとんどが行政が主体というのが現実なんですね。そういった中で、どうしても行政としての計画の中で進めざるを得ないという思いがしているわけです。そうはいっても先進地でありますとか、あるいは先駆者でありますとかそれぞれを活用しながらというのが現状であります。今後必要があれば専門家の意見も聞いていくということも考えています。具体的には産、官、学と言いますかそういった人たちも含めて意見を聞くということもあるわけですが、いままだ構想ではあるわけですが、いわゆる観光大使とかこういった配置も考えているわけでございます。以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 最終的に行政としてその収支を確保、施設運営の健全化に対する取り組みというのは現在総合的に判断することでやっているのかなと判断をしたわけですが、これだけの観光事業運営なり施設維持には数千万の費用がかかるということも理解できるわけですが、観光消費が減っているという観点の中で、そうは言ってみても反面では効率化を求めていなければならないのではないかと、このように考えるわけですが、そこら辺の判断はどう思っているか。

また反面、先ほど話がありましたとおり、村民の福祉なり村の活性化という面から投資が必要であるという判断もあると思います。しかし、総合的に財政面から、どこら辺までは観光事業への投資もしていかなければいけないというような考え方に最終的になろうかと思いますが、村として観光事業の収支の健全化というものはどこら辺までかというような、いわゆる数値等、またはその予算設定の中、具体的に考えての投資かどうかというところをちょっと答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 麻績村の観光につきましては、利益追求型の観光ではございませんよというお話は十分ご理解いただいたかなと、こう思っているわけです。

こうした中で、以前、その観光事業に入れてきた財源、そういうのを比較していただくと、何とか効率的になってきたなど、そんな印象は受けていただけようかと思いますが、そういった中でも新たな事業展開をしているわけです。ですから、いわゆる何かを効率化していかなければ新たな分野にも手を出せないというのが現実なんですね。

そういった中でいろいろな制度を活用したりという工面をしているわけではありますが、いざにしましても、今の現状ですね、今の現状、総額で麻績村の予算二十数億でございますが、こうした中においては現状の額と申しますか、観光に対する今の額というのが、ほぼほぼおおむね適正ではないかなと。かといって、これをさらに限りなく伸ばしていくということも難しいでしょうし、かといってこれをさらに縮小していくということについては麻績村寂しくなってしまうなど、こんな思いもあるわけでありまして、今後できるだけ、その効率運営ということには意を配してまいりたいと思いますが、おおむね現状維持ぐらいで推移していきたいなど、こう思っているわけでありまして。そのためにも一時的なその支出に対処できるような基金増勢とかそういったこともしていきたいと、こんなふうに考えているわけです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） はい、わかりました。

現状は、村としては適正範囲ではないかとこんな答弁でございました。

この観光事業も歴史のある事業ですので、今まで、前段も村長から説明ありましたとおり、最大限力を注いだ事業だということですので、改革するという事はなかなか英断が必要になってくるわけですが、2年ほど前になりますか、観光事業研究委員会の委員長さんの見解も報道されていまして、思い切った改革ができなかったと申しております。背景には改革が必要であることを指していると思うわけですが、村民の皆さんも事業の行方に気をとめているのではないかと申すように思っております。

昨年の地域行政懇談会の記録の中に観光に関する意見が数件出ていました。施設の費用対効果はどうかも問うていましたが、村民には詳しい内容がわからないという実態があるのではないかと申すように思います。

したがって、できる限り細かな情報なり情報公開をして説明して、村民とともに観光事業を盛り上げることではないかと申すように思いますが見解をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃるとおりでございます。

そしてまた、今、村で進めておる観光でございますが、これからは、やはり地域の歴史、文化、あるいは農村、農業、こういったものが大きな観光資源になっていく時代でありまして、現在もそういったところが芽生えているわけでありまして。そういうことを言いますと、

やはり村民とともに歩む観光、そして、それぞれの効果が地域住民に及ぶ、こういったことも考えなければならないということであれば、当然、住民とともに理解をいただきながらやっていくということになるわけでございますので、これからもいろいろな面で情報公開、あるいはその観光宣伝といたしますかね、観光宣伝について村民にも知っていただく、こんなことに努めてまいりたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 積極的に情報公開いただくという答弁をいただきましたので、次のほうへ進みたいと思います。

別荘地問題でございますが、先ほども説明もいただいております、お互い実態というものも十分に把握しているところでございますが、この事業も継続される事業ということで、事業性をどう確保するかということではないか私なりに考えるわけございまして、地代は今後減少が想定されますが、別荘地の管理、または寄附を受けました別荘対策などに対する費用というものは今後予想されるわけですが、そういう中で収入対費用、ここだけはやはり重点を、別荘関係については重点を置くべきではないかというふうには私は感じるわけでございますが、そこら辺の見解をひとつお聞きしたいことと、あと、地代対策ですね。収納率が非常に70%と低いわけですし、滞納整理についてもほとんど進まない。いわゆる固定化してしまっているという状況でございます。

したがって、これを解決するための体制づくりというものは、または体制づくりとともに、ある程度のもは期間を定めて集中的に解決するというような取り組みはできないかと。この2点についてお聞きしたいと思いますよろしくお願いします。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 別荘地についてでございますが、この別荘地につきましては、過去の検討委員会等でもいろいろと研究・検討をしていただきましたが、結論としては、ほとんどが現状を大きく変えることは難しいという結論に至っているということでございます。

実はこのことは、地上権分譲と申しましても実質的には、要するに土地の売買と同じような内容であるわけですが、権利的には、35年もしくは30年の権利が継続し、そして継続も一方的な意志の継続で、相手のほうで継続すると言うとその継続になっていく。新たな販売ということではなくてただ継いでいくということでもありますので、土地を持ったという同じ解釈になっているというものであります。ただ、自然をですね、自然をその所有者が、地上権

所有者が思うようなことで自然破壊とかそういったことはできないという、そこに縛りを持っているということが違うのかなと、こう思っています。

そうした中で、その別荘地に対しての課題というのは今まで幾つか出ているわけですが、課長のほうから申し上げたように、意見としては、皆様のご意見としては、もっと管理できるような中央に集めるべきだというような意見もあるわけですが、お求めになられた方は、その場所がよくてそこに建物を建てて、そこに居たいという方が多いわけがあります。ですから、中央に集めるということは、今、難しいのではないかとということで、新たにお求めになる方については、できるだけ中央のほうを販売していくと。今こんなような方向でやっているわけがあります。

それから、不能地に近い、いわゆるこれ、時代によって法律も変わってきました。急傾斜地に対する建造物の建築に対する規制等が時代によって変わってきました。そういったことから、いわゆる、今の時代の、今のその法律の中での別荘の建設にふさわしくないようなところについては、できれば、村へ返ってきたところには、もう昔の森に返していく、森に戻していくということも必要だというふうに考えております。

それから、今、そうしたことで聖高原全般に森林整備というふうなことをやっているのは、美しい森として聖高原を守っていきたいという思いからやっている部分でもあるわけであり、ます。

それと、いわゆる、今課題となっております地代の滞納という件であります。

実は、これは、額は非常に多くなっていて、これらの徴収ができないということは大変申しわけないと思っておりますが、一つ一つそれぞれの実情をこう見ていきますと、それぞれ、それぞれの理由があるということであるわけです。

そうした中で、もう持てない方は村に返していただくというようなことをもっとしっかりやっていく必要があるのかなということも考えているわけです。現在は、滞納が長くなってくればそれぞれ法的な手続をして村に返していただくと。地上権を返していただくと。いわゆる解除をするというようなこともしているわけですが、しかしそれも、今、ちょうどその所有者の代のかわる時代ですね。先代が持っていた、その土地の相続人が今それを引き継いでいるというようなことで、その当時の価値観、別荘に対する価値観が引き継いでおられないといった中で現実難しいなというような状況になっています。そうした中でこれからは持てない方は返していただく、地代につきましてはご心配をお掛けして申し訳ないと思っておりますが、まずそういったことから地代の収納につきましては整理していきたいと思

っています。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 時間がありませんので次の質問に入りますが、指定管理者制度についてですが、先ほども説明をいただきましたが導入の狙いの中に行政的にも経費ということが第一だとは思いますが、もう一つは先ほども答弁ありました通り住民サービス向上というところも非常に指定管理者制度導入の中には重要な位置づけだと考えております。交流施設をみますとコスト削減ということでは成果が出たということだと思いますが、住民サービスにつきましては若干課題もあって現在があるのではないかというふうに想定するわけですが、今後、やはり地域にとって有効な施設であって、やはり多くの方に利用していただくということが非常に重要だというふうに思います。

そんな中で、この施設について努力というものはどういうところを求めていくのか、考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） シェーンガルテンおみについてでございますが、こちらのほうのご質問ということですね。

これは交流施設という名前もあるわけでございますが、これは、建設、あそこを開発した当時、建設した当時の理念というのがあるわけございまして、いわゆる交流、都市と農村との交流という大きな理念を持っていた。そして農村の美しさ、農村のおいしさをあの地で味わってもらおうと。そして、アルプスを背景とした美しい日向地域、野田沢地域といえますか、あの辺一带をシェーンガルテン——美しい庭という、そんな位置づけをしたその中核の施設を今の施設にしたわけであります。

そうしたことから、いわゆる農村文化の発信でありますとか農村のその美しさ、いわゆる農作物とか、この麻績の農村を、麻績の農業をあそこで発信していこう、都市に対してですね。そして、その交流をしながら、そしてまた地域住民が交流できる場にしていこうと、そんな狙いであの施設はつくったわけであります。

そうしたことから、今回、今おっしゃられたとおり、効率とあわせて住民がというそちらのほうが私どもの意図するものとずれていたということであるわけでありまして、今後そういったことのないようにやっていかなければいけないと思っておりますし、やはりあの施設は農村と都市との交流、そして地域住民の交流の場、こんな狙いを持ってこれからも進めていきたいと、こう思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、指定管理者のもう一方の聖高原リゾートについて伺います。

端的に言って、25年度税引き前登記利益は25年度501万、26年度470万円確保しておるわけですが、指定管理者導入の目的として指定管理料のコスト削減というところにあるわけですが、村長は両方の立場ということもありますので、そこら辺、中立性の中で、行政として、こういう収益確保した段階でのコスト削減にはどのような考え方を持っているか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は発足以来、今おっしゃられたような結果で推移しているということ大変うれしく思っております。

実は私は両方の立場ということであるわけですが、それぞれに理解していただけるような内容にしていかなければいけないと、こう考えております。

そうした中で、例えばリゾートのほうで、一部の部門においてマイナス部分があったと。指定管理料をもっと上げてほしいというような部分もあったわけですが、全体の中から考慮して、それは、今年は抑えさせていただいたとか、それから利益につきましては社内の留保といいますか積み立て等をして、また、全てがいいときとは限りませんから、そういったときに対応するとか、そういったことにも進めておりますし、また、次回の指定管理の更新時には、また、その内容等を見直していただかなければいけないし、そんなことを考えながら、片方だけがよくなる、あるいは片方だけが悪くなると、こういうことのないように努めていきたいと、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、最後になりますが、スカイライダーの内容については理解できましたが、職員へのマニュアル徹底というものをどのようにやっているか。例えばパートとか臨時職員というような、時期によって体制が変わるかと思いますが。したがって、そこら辺がしっかりできていないとまずいのではないかと。そして、先ほどお話の中にマニュアルの見直しも行ったというふうに理解もしたわけですが、いずれにしても、マニュアルが全てではないと思いますが、そこら辺、マニュアルについての徹底はどのようにやっているかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 職員のミーティング等によって、その辺のところは徹底しているというところがございます。

また、パートそれからアルバイトにつきましても、重要部分にはつかせないというようなこともございますけれども、いずれにしましても、雇用の際には注意喚起等のことについては徹底させているというふうを考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） はい、わかりました。

若干時間はありますが、先般、新聞で、松本広域連合で実施しました都会の人が興味を持つ観光資源に対しての認知度、興味度のアンケート結果が掲載されていたわけですが、聖高原につきましては、興味度も認知度も正直言って低いという中でございますが、会議の中で助言者から、低いからダメということではなく魅力をどう磨くかが大切という言葉があったことではありますが、従来にとらわれないで、麻績村も観光資源全般で魅力を高めて、
になればと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで、昼食時間のため休憩をとります。

再開は、午後1時ちょうどからいたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田です。

村民の福利厚生について、それからマイナンバー制について、26年度主要事業の決算についてのP D C Aをどのように回して実施したか、それで、実施した結果が効率化ができたかお聞きしたいと思います。

現在の緊急課題は地方創生への対応だと思います。村の総合戦略、地方創生は、地域が元気になることだと思います。そこで、村民の身近な共通の問題として、生活改善は昔から話されていた話題ですけれども、現在どのように改善して、把握しているかお聞きします。

村民みんなで話し合っていて、そういう議題として取り上げていただきたい。それから、村内の施設についてのシェーンガルテン、レイクサイド館等村民の利用の向上について、あわせて、そんなときの足の確保等お聞きしたいと思います。

続いて、マイナンバー制度につきましてはもう既に議事が進んでいますけれども、村民の周知についてお聞きしたいと思います。

それから、地方創生の戦略の中にP D C Aを回すという、審査にはどうしても義務づけがあるわけがございますけれども、26年度決算の主要事項でP D C Aを回したことによって効率的にできた事業について質問事項で挙げてありますので自席にて一問一答で質問させていただきたいと思います。では一番最初ですが村民の福利厚生についてですがアクションから同報無線で冠婚葬祭とかいろいろの連絡を受けていますけれども、出席した方からこれが生活改善方式なのかなあとそんな相談を受けましたものですから、どのように現状を把握しているのか、分析しているのかをお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 生活改善につきまして私の方からまず答えさせていただきます。麻績村は冠婚葬祭が過度に華美にならないようにということで昭和50年に生活改善推進協議会を設立し、その後筑北4カ村の統一の要綱により生活改善を推進してまいりました。内容は幾度も見直されてまいりましたが、葬儀や結婚式、披露宴の形態が大きく変わる中で生活改善推進協議会の使命は薄れてきたということは事実であります。現在、筑北村では、この協議会については停止しているということがございます。麻績村では休眠に近い状態ではありますが、葬儀の際の香典2,000円は一部でまだ生きているというふうに理解しております。

広報無線での葬儀のお知らせ、これらにつきましては、発信者を、慣例によってこの名前を使わせていただいているということでございます。

今、議員がおっしゃるとおり、今日社会では違和感を覚えるようなことも事実であります。そしてまた、今おっしゃられたように、これが生活改善なのかなということもございますが、これは以前から、一般の方についてはということで、お身内とか特別の関係にある方はこの対象外ということになっているわけでありまして。今後、この葬儀のお知らせについて違和感を覚えるという方もあるわけでございますが、この辺、放送の仕方の工夫ができないかと、こんなことも今後検討してまいりたいなとこう思っております。

なお、この協議会を改めて、これからどうするということにつきましては、今のところその必要性は薄いのではないかなと、こう考えております。現状は休眠状態ということでございますが、当面はこの休眠状態を継続するのがよろしいのではないかなと。ということは、これをすぐ廃止するというのも今できないでしょうし、かといってこれを、さらに内容を改めて見直すということも難しいであろうかなと、そんなように思っているわけでありまして。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私自身も身近にあったときに、その条項を余り知らなかった部分もありますし、現実にはその条項に、今お話しの中の一般についての2,000円程度というような話もありましたけれども、そういう部分についての再度のPRなり、その報道とか生活改善方式というのをあそこで報道するについては、何らかのものがあがりながらしゃべっているのではないかと、今の説明の中ではちょっとわからなかったものですから、そういう部分も踏まえて、もし生活改善となればそのことを徹底する部分が必要ではないかなんていうふうにご考えているのですけれども、基本的になっている、今決まっている部分についての広報とかそういうものについてはどんなですかね。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 少しお話をさせていただきたいと思いますが、現状では村長の申し上げたとおりでございます。

それと、葬祭の場合につきましては、今、峰田議員さんのおっしゃっていたように、一般の会葬者の香典は2,000円以内というようなことで決まっております。そんな中で2,000円以内くらいですので香典返し、また礼状だけにするとか、そういう若干の決めはあるわけで

ございます。もう十数年前になろうかと思いますが、公民館等で葬儀等をやられたときには壁に一回張り出した経過もあろうかと思いますが。私のほうも、若干、そこら辺の経緯も踏まえる中で見てはきたわけでございますが、今放送のほうも、一応、生活改善委員会ということで流してはおるわけですが、多分、地元の公民館にもそういう張り出しはないだろうということも感じております。

そんな中でございますが、先ほど村長申し上げたとおり、今の現状を考えますと、婚礼関係はちょっと難しいだろうと思いますが、葬儀関係につきましてはある程度の慣例化がされているというふうに思っております。ただ、おっしゃられたとおり、これが一般村民の中で全部徹底しているかということそうではないということで、今後、少しそこら辺のところは検討の余地があるのかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） わかりました。

わかりましたというのは、生活改善委員会という組織があれを発表しているわけではない。形骸化した現在ですけれども、そうなると、話し合う方向として何かを投げただけであればありがたいかななどというふうに思っているんです。生活改善運動というのは家庭生活、社会生活で節約とか合理化を考えた運動だったと思うんですね。そんなことを踏まえると、一概に、地域券販売したりして地域の購買活動を上げようという動きのある中で逆行する部分もあるわけですけれども、新生活運動を思い出して、あの当時の元気な、いろいろの話し合いができるような、そういう場というか、共通の話題というものを投げかけるようなこともいいのではないかなというふうに思ひまして、質問したわけでございますけれども。現在は、この会自体が休眠中でありまして、相当に時期もたっていますので、もとの委員さんが実際に、現在生きている……生きているというか、そういう言い方は悪いのですが、生存しているかどうかもわからないとなるとなかなか発足も難しいかと思っておりますけれども、何らかのちよっとチェックを期待しまして、次の質問に入らせていただきます。

福祉施設ですね。福祉施設など利用向上対策についてお聞きしたいと思うんです。

福祉センター等へはバスの利用とか定期的な運行、それから割引利用券等が発行されていますので、比較的、より利用されやすいと思っておりますけれども。村の施設でありますシェーンガルテンとかレイクサイド館、それから聖高原のいろいろの施設ですけれども、利用向上策がとられていることにつきましてはわかりますけれども、まだいろいろ含めて、この利用向上策に対してのいろいろ考え方が、実際には実現できていないけれどもこんなものがある。

それから、こんな形を行えばこんなだという部分がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうからお答えさせていただきますが、まず福祉施設というご質問でございましたので、今福祉施設についてお答えを用意してきたわけですが、本来、公共施設という中には、いわゆる、この、今、議員おっしゃった福祉施設、あるいは教育施設、文化施設、あるいは観光、消防、多くの施設があるわけですが、そういった中へ村民の皆さんにご利用いただく施設というご質問かと、そのように受けとめるわけですが、村民の皆さんご利用いただく関係では教育施設、文化施設、あるいは観光施設、そしてまた福祉施設と、こういったものがあるわけですが、それぞれの部門で、お客様という言葉は失礼かと思うんですが、お客様という言葉に適さない施設もあるわけですが、より気軽に気持ちよくご利用していただくということには努めていかなければいけないと思いますし、それから多くの皆さんにご利用していただかなければならないということであるわけでありませう。

そういったことで、いわゆる村の福祉センター、これは宮本でございますが、こういった施設については若い人たちにも広げようというふうなことも進めてきておりますし、それから観光施設等につきましても、できるだけ村民の皆様にとということもございまして、特に地域の子供たちを対象に、聖高原の冬のスキーでありますとか、そういったことについてはそれぞれ意を配させていただいておるわけでございます。

それから、これからも、さきに行われました教育委員会でのそのスポーツ教室、こういったものも村内の施設を活用して行うとかいろいろなことで進めているわけでございます。これからもいろいろな面で村民の皆さんにご活用いただき、そしてまた知っていただく、こんなことに努めてまいりたいと、こう思っているわけでございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 先ほどもお話ししましたとおり、福祉センターだと、それからスキー場も学校の子供たちには非常にいろいろ使いやすいうような方法もとっているかと思っておりますけれども、シェーンガルテンとかレイクサイド館、指定管理者が近々変更になるようなことも踏まえて、以前に、たしか冬期には3,000円そこそこで泊まれるような割引券が出たりいろいろ努力されていると思うのですけれども、同じ税金を使ったりいろいろしながら、管理費等の問題もあるかと思っておりますけれども、ぜひ、割引券とか利用券とかいろいろ考えたり、そ

れから納税者に対しての税金を使うだけであるならば、実際に使った人に分担していただくようなそんな、赤字になってまで割り引くようなことはないかと思えますけれども、そんな必要はないかと思えますけれども、より使いやすいようなそういう方法をとるような計画なり、いろいろをぜひ織り込んでいただければありがたいと思えます。そんな意味でご質問をいたしました。

では、続いて、バスというか、健康寿命を延ばすには行動して体力をつけて、いろいろと話し合いながら認知症予防したりいろいろあるだろうと思えますけれども、買い物等、自分の意思で歩いていけない、行こうとすることが非常によいことだというふうに聞いていますので、そうは言うけれども足がありません、どういうふうにしたらいいのですかというような部分。それから、あわせて、筑北村ではやっている、地元まで行っている販売車等をした場合に、実際に現場で見ているいろいろやるとなれば、買い物とかそういうものを含めているのことが、行動するいろいろのことに對して出やすくするためにとられている施策について、より充実していただきたいという部分を踏まえて、この辺についてお聞きしたいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃられるとおり、足のない方、この皆さんのいわゆる交通弱者の足の確保というものは大変重要なことだと、こう思っております。特に42%という高齢化を迎えた麻績村につきましては大変重要なことだと、こう思っております。

現在、地域巡回バス、それぞれ皆さん知恵を絞っていただいてこのシステムをやっておるわけですが、実は私ども、驚くほどこの、その使い方が、年配の方、非常にうまく使っておられます。今、議員おっしゃられたように、やはり自分の目で見て、自分で手にとってお買い物をしたいというお年寄りが多いわけです。それとあわせて、お医者さんに通うというような方もあるわけですが、そういった点では、もう日を決めて、事前にそれぞれ利用をされている方、非常にあるわけがあります。

今、循環バスにつきましては、できるだけ村民の皆さんの利便性を高めるようなことで今やっておるわけですが、そうしたことから、毎年定期的に中身を見直す、その時間帯とかあるいはとまる場所ですね、こういったこともやりながら改善に努めているということでもあります。今後も、より皆さんに使っていただけるバス、そんなことを目指していきたいと、こう考えておりますのでよろしくお聞きしたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） はい、わかりました。

J Aの買い物バス初め福祉バス、循環バスとか機能的にぜひ、より機能的に運行させることによりいろいろと足が確保できるのではないかと思いますので、なお、同じ時間帯に2台も3台も重なって行くとかいろいろの部分がありますし、使用用途が違いますのでなかなか難しいかと思えますけれども、一度、ぜひ検討をいただきまして、より使いやすいようにお願いしまして1番の質問は終わりたいと思います。

2番のマイナンバー制度についてですが、これは塚原議員の質問の中で、非常に細かくご質問いただきましてお答えをいただいていますので、私のほうとしては、実際にこれが運用されるであろう10月の通知カード、それから来年1月の個人別の管理カード、それから29年のマイナンバーのポータル、それから、30年になりますと銀行とか証券とのつながりがあるであろうというような、こういう序列でだんだんと取り入れがあるようでございますけれども、具体的な村民への情報提供やいろいろについて、先ほどの塚原議員の質問の中でお答えいただきました中では、非常に難しいかもしれませんが、行政としてわかっている範囲内で、そのわかったというかその実施になる前にいろいろの説明なり情報提供ができるかできないか、ぜひその辺を踏まえてやっていただけたら、より、これが実効性のあるものになるかと思うものですから、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 議員さんのおっしゃるとおり、情報が国のほうから詳細がおりてき次第、村の広報等、国も当然そうなんですけれども、マスコミ等を通じまして細かい詳細につきまして、それぞれの国民の方にご説明するというふうになっておりますので、そういう情報が各自治体においてき次第、うちのほうも、村のほうとしましてもその対応をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど塚原議員のときもちょっと答弁させていただきましたけれども、県の中にあります、国関連のそういう事務所的なところにおきましても、国と同様に、各自治体と協力しながら周知をしていっていただきたいというような指導が来ているということでございますので、各国関連の事務所とも協議した中で、そういう機会等が、また情報等が入りましたところで協議しながら住民の方に周知していきたいという場を設けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） おくれることのないように、おくれることのないようにということは、

このナンバー制度というのは、先ほども何回も答弁をいただいていますけれども、社会保障・税番号制度のことで、面倒な官庁の手続が簡単になるということ、手続が正確に早くなるということ、それから給付金等の不正受給の抑止ができるというようなことで、非常に公平・公正になるということだと思っておりますけれども、これは個人情報としてはこれ以上の情報はないものですから、取り扱いの中に、身内でもこのナンバーをお互いに教え合ったりいろいろしてはいけないとかいろいろ言いますけれども、村長の答弁の42%も高齢化してきているとなれば、番号自体を忘れてしまったり、それからそのことをどこかに書いておいて、パソコンもそうですけれども、いろいろそういう番号を管理することに対して、番号でもってその人間が把握できるものですが、今まで以上に特殊詐欺など、いろいろな部分につながる可能性があるわけですね。

ですから、こういう部分の説明とかいろいろは、マスコミさんはしていますけれども、なかなかそれだけではできない部分があるとなれば、ぜひこの辺のPRは、個体の部分でやる必要があるかと思っておりますけれども、こういうことについては、どんなふうなお考えでございませうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） マスコミが騒いでいます秘密漏えい等でございますけれども、その関係につきましても、国は万全を期して行っていく。それで、セキュリティー性が確認されたところというふうな段階の中で進めていくというふうになっております。

村としましても、それは確実に推進していかなければならないというふうには考えております。ただ、個々のそういう対応につきまして、例えば本人が番号を忘れてしまった、それから特殊詐欺に遭ってしまったというような場合においてですけれども、そこまで自治体と申しますか、村が責任を負ってやることなのかということになりますと、ちょっと私は疑問を呈するところです。

ただ、こういう重要なものですよということは周知していかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 個人情報の漏えいが125万件あったとかいろいろ踏まえて、28年度の税と、それからいろいろな関係の取り入れはおくれるかもしれないようでございますけれども、実際の個人になった場合に、村民もこの番号がどういう価値があつていろいろだという

ことは、やっぱり知っている必要があると思うんですね。この番号をどういうふうに活用して、どうだという部分は知っている必要がある。

ということは、個人にこの番号がどういうものかということを知らせるのは、やっぱり行政のほうで、我々も当然ながら、こういうものだよということはPRしますけれども、そういう部分で、全体的なサーバから盗まれるとか、そういうものに対しては行政のほうでやっていただきますけれども、個人個人の管理のほうも徹底する必要があるものですから、その辺をどんなふうに考えているかちょっとお聞きしたかったんです、本当いうと。いかがですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 議員のおっしゃるとおり、個々に対して、そういうマイナンバー制度の重要性といいますか必要性、どういうときに必要なのか、どういうことで重要なのかということは当然知らしめていかなければならないということは、各自治体の義務でもあるというふうに考えております。

そこら辺のところの資料は、こちらのほうに来次第、どういうものかという具体的なものが出てきたところで周知していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ前向きにお願いしたいと思ひますし、それと、やっぱり放送だけでなしに書いたもので、できれば村長の各地区懇談会やあらゆるときに面通しで説明会があったほうがいいのかと思ひますので、ぜひその辺をお願いしまして、この質問は終わりたいと思ひます。

次に、26年度決算の主要事項でP D C Aはどのように活用していただいたかお聞きしたいと思ひますけれども、非常にたくさんの業務をいろいろやっていますので、これにつきましては、できれば成功例と、これは足りなくて今後こんなふうにしたいというような主要事項があれば、それについてご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） P D C Aについてでございます。

このP D C Aという事業の計画、実施、監視、そして改善、このサイクルを意味する用語でございますが、行政でも目立つようになってまいりました。大規模な事業全体にわたるP D C Aから事業の小さな一部のP D C Aまでさまざまであるわけではありますが、行政でもこ

の考え方が、この言葉は使わないにしても、当然踏襲しているというわけであります。

予算編成の際には、前年度の実績あるいは効果等を検証しながら、新たな積み上げを行っておりますし、それから継続事業、これらについても、前年度までの実績、効果等を鑑みて新たに具体化をしているということでございますし、それから、当然決算につきましても、この決算というのは、性格上翌々年度になるわけでありますが、こういった評価あるいは反省を踏まえて、この結果が生かされ、改善に結びついているということであります。

また、長期計画における短期の実施計画ですね。短期のローリングする際のその計画でございますが、これらについても、前期の検証あるいは前年度の検証、こういったものをしてしながら具体化をしているというのが実際であるわけでございます。

今後さまざまな場面でPDCAを取り入れていくということになりまして、さらに最近では、これを数値として表現しなさいというようなことも出ておりますので、当然数値として表現する必要のある部分については、これからそういったものもやっていかなきゃいけないと、こう考えております。

いずれにしましても、このPDCA手法によって、事務事業の改善が図れるように、これからの行政を進めてまいりたいと、こう思っております。

ご質問の具体的な内容につきましては、それぞれの担当課長から具体的内容について答えさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、全体的な村のPDCA、今、国がPDCAということで盛んに言われておりますけれども、村につきましては、もともとPDCAの素養はあったのではないかとこのように確信しております。村は常に10年周期で、峰田議員さんも委員長をやっていただきました長期計画の策定ということで、これは前回の長期計画を踏まえた中で改めて新しい計画なり、改良を加えて計画をしていくというような状況、その振興計画をもとに前期と後期という形の計画をつくります。

先ほど村長が申し上げましたとおり、まだ細かいところで基本計画、3年のローリングという形の計画をつくっています。それにつきましては、常にPDCAというものを自然に取り入れながらやっていくというような状況ではないかというふうに思います。

我々の自治体としましては、常にこのプラン・ドゥー・チェック・アクションというようなものにつきましては、常に自然体で取り入れていかなければ、自治体としては成り立っていないのではないかというふうに考えております。

細かい事業につきましては、私、総務課のほう全体というふうに今お答えさせていただき
ましたので、各課のほうで答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、若干教育関係例ということで例えを出させていただきます
ですが、一応教育委員会関係、学校もそうですが、学校もある程度の毎年度につきまして計画
を立てる。そんな中で前年度の反省を踏まえる中で基本方針を決める中でやっているという
ことでございます。

また、村の教育委員会の事業で例えでございますが、今、おみっこ元気くらぶ等やってい
るわけでございますが、こちらにつきましても、毎年というか、もうその1年の事業の中で、
1回の事業ごと、担当者としてしっかり反省会を開く中で次の事業に進めていくというような方
法をとっております。また、年間を通しての部分では、そろそろこれが飽きが来ているのか
なという部分が反省に上がってきますと、また新しい事業を取り入れていくというような方
法で、一応P D C Aをできるだけ活用して、次年度、また年度内の事業でもそこへつなげて
いきたいということでやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、振興課関係で若干補足説明をさせていただきますけれ
ども、振興課関係につきまして、土木関係、上下水道事業関係、住宅関係等さまざまな事業
を行っておりますが、事業を実施しながらチェックを行い、計画変更等を実施してやってお
るというような状況でございます。

一例を挙げますと、下水道事業におきましては、麻績アクアセンターの修繕計画ですとか、
下水道の効率化に伴う下水道の統廃合、また、イベント等につきましても、必ず事業実施前
に打ち合わせをやりまして反省をやって、それを来年度に生かしているというような事業も
ございます。また、若者定住の促進住宅の関係でございますけれども、一昨年まで天王地区
で進めてきたわけでございますけれども、需要が多いというような中で、新たな候補地区を
計画しまして、平成26年度の決算でございますけれども、新たに用地確保、建設等を進めて
きたと。また、事業の応募者の方ですけれども、若干見直しをする中で、新たに条例改正を
しまして、募集を行っているというところでございます。

また、26年度以降、今後の計画でございますけれども、26年に入居いただいた方に聞き
取り調査をしまして、その中で要望等があったものもございますので、その部分につきまし
ては、27年度の計画の中に反映させているというような状況もございまして、今後の募集等

につきましても、村づくり推進課とも連携する中で、広報チラシの配布等も考えてまいりたいというような形で現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 村づくり推進課としましては、一番大きな予算を費やしておりますのが、地域おこし協力隊の関係でございます。地域おこし協力隊、この制度が発足当時は村に若者が最長3年間でもいて、それが活躍してもらえれば、村、地域の活性化になるのではないかというようなことから始まりまして、今ではそこへ定住するというような動きに変わってきた。その中で、国が移住策としてこのようないい制度はないということで、さらに、いろいろな施策のほう加わってきております。

その中で、村づくり推進課としましては、いわゆる空き家住宅等協力隊を募集する中で、準備をしておかなくてはならない部分、この辺については、最初から予算を必要としてくるものもでございます。

今回の監査の折にもご指摘があったわけでございますけれども、例えば、若干どうしてもすき間があいてしまうと、そういったようなところについて、支出のほうについて、今度は契約のほうをどのようにしていったらいいのかというようなことも、ちょっと今、課題で上がってきております。

そんなことがございまして、村づくりとしましては、できるだけ移住につながるような、そんな方向に常に協力隊のほうを向けていかないといけませんので、打ち合わせあるいは評価等を行いながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、住民課の関係のPDCAを活用している主な事業を申し上げます。

運営協議会等により公式に実施していますのは介護保険事業、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、次回の計画及び保険料を決定いたします。圏域ごとに、これは調整もいたしております。あと国民健康保険事業、毎年2回運営協議会がございしますが、保険税決定に当たり、現行の事業内容を決定し検討いたします。これにつきましては、近年、平成25年に、それまでの国民健康保険の事業内容を検討して、26年度から税率を改定させていただいたところでございます。

これにつきましては、国民健康保険の保険事業についても同じく協議会のほうで決定させてもらっていただいております。

あと、障害福祉事業、6年ごとに障害福祉計画を策定しております。3年ごとに中間見直しを実施しております。これもやはり同じように松本圏域全体で同じような事業の計画と見直しを行っております、そちらのほうと内容はリンクさせております。

一般廃棄物処理事業、これも10年間の基本構想、基本計画については5年ごとというような決めがありますけれども、これも10年という大変長いスパンではあります、同じような作業をしております。

なお、非公式といいますか、担当職員及び関係者等で行っているものがございまして、それは保健衛生事業です。毎年その年の事業を検証し、翌年へつなげていくというような作業を、これは内部のみですが、実施しております。

これで効率化できた事業はということですが、住民課の場合、効率化というよりは、事業の適正化といったほうがふさわしいかというような状況です。現実にはなかなかこのPDCAを通じましても、保険税が下がるとか、そういったような具体的な内容になったことに大変申しわけないと思いますが、いわゆる健診等につきましては、受診率の向上等には多少これが役に立っているのであろうなというふうには思っております。

なお、国保とか介護保険、障害福祉、一般廃棄物等のそれぞれの計画等の今のPDCAの成果品につきましては、計画書等の形で作成され、国のほうへも報告をされているという状態でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 観光課の部分でございますけれども、観光課の部分につきましては、個々の施設の改善等の部分については、それぞれ対応をしているところでございますし、小さな部分でいきますと、先ほど来から出ております別荘の滞納とか、別荘の今後についてというような、これについても計画をしながら、よりよい方向に改善というような形で進めていくというような形はとっております。

また、博物館についてもリニューアルというような形もしておりますし、それから指定管理の部分についても、うまくいかない部分、ふぐあいがある部分等についても、PDCAというような形という位置づけの中ではやっているかと思っております。ただ、一番の大きな課題という形で申し上げますと、経営効率という部分を考えますと、これが全てうまくいっている

ということではないかと思えます。そういった部分は、これからも個々にいろいろな部分を改善しつつ、経営効率に努めていくというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 十分理解してP D C Aを回していただいているように感じましたけれども、まず、P D C Aを回すには、目的はどのようなものか。先ほど住民課長から効率化か適正化か、それから観光関係がありましたけれども、総合効率なのか、個々のなのか。やっぱり目的を持った上で、その目的に沿ってプランを立てて、その目的に向かってドゥーして、行った結果を目的に向かってチェックして、それからアクション、もう一度その目的に向かってどうだったかということ改善して行動していくというのがP D C Aだと思うんですね。

行政の仕事というのは、民間の一つの目的、経営効率というか、利潤追求と違いまして、このP D C Aを回すには非常に難しい部分があって、それで若干言葉としては理解している人が少ないかもしれません、行政の人。ですから、そんな面で、地方創生のP D C Aを回せというのが、ここへ来てずっと出てきたのかななんて思っていますけれども、やっぱり目的を持って、その目的に向かって物事をやる。そのことに対して評価して、そのことに対して自分でも納得するなり、自分でもそのことについて喜んだり反省するということがもとにあると思うんですね。

ですから、そんな意味で、ぜひわかっている、なかなか行政の仕事は難しいんですけども、ぜひそういう面で使っていただければ、本当はありがたいと思いますし、ぜひこれからはこれを、先ほどの村長の話の中にもありましたように、どこまで達成してどういうふうにするかというような部分が非常に難しいところがありますけれども、ぜひそんな意味でやっていただければと思います。この指標を使いますと、何でもできるというか、当たり前のことなんですけれども、観光事業やいろいろについて、ご説明の中で、私も聞きたい部分がほとんどだと思う、今までの質問の中でお答えいただいている部分があるものですから、あえてここではもうしないかななんて思っていましたけれども、そんなことをぜひ知っていただきたいと思ひましてやりました。

手法としては当たり前のことですが、観光課のような事故があった場合には事故処理の4段階ですね。何で起きたか事実をつかむ。その事実をもとにして原因とか素因つかむ。それをもとにして対策を立てて、それを実行に移すとか、そんなこともあるわけでございますので、ぜひより深める、流されない仕事をするためには、このP D C Aが絶対必要かと思

いますので、ぜひお願いしたいと思います。

時間がまだちょっとありますけれども、このP D C Aは業務だけでなしに、自分の人生にも使えるというような話に今なっていて、村民もぜひそんなことも知っていただければなと思ってお話ししたいと思っておりますけれども、仕事とか趣味とか恋愛とか、いろいろな生活の全てというわけではないんですけれども、自分のこれだと思うことに対して、興味のあることに対して、1日でもいいですし、1年でもいいですし、5年でもいいですし、そういうものを立てて、自分の人生のステップアップにすれば、先ほど言いましたように、目的を持って、その目的に向かって計画を立てて、その計画に従って行動を起こして、行動を起こしたことに対して、その結果がだんだん出てくるかと思っておりますけれども、チェックして、どこがうまくいかなんだならば、私も百姓ですので、そんな部分で、肥料のくれる位置が悪いならどうしたらいいのかなというようなことで、早くするとか遅くするとか、たくさんまくとか、そこそこまくとか、そういうようなことを踏まえながら、人生もステップアップできるというふうに聞いていますので、ぜひこんなことも村民の中で使っていただければありがたいかなんて思っていて、お話を聞きました。

それにつきましても、これからは余計限られた部分で限られた仕事をやらなければならない、人が減っていきますので。そういうふうになると、なるべく方向を一緒にしながらみんなやっていく必要があると思っておりますので、ぜひこんなP D C Aを、麻績村の村民全員で回るようなことを期待しながら、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問は終わりました。

ここでちょっと早いですが、休憩をとります。

再開は55分からいたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、質問を再開いたします。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 7番、坂口です。

私は、さきに通告いたしました質問2つと、それから要旨についてはそれぞれ5つ、2題目については2問ありますので、まず第1問目の脳ドックとPET検診の推奨と補助金についての質問の主眼をお話しします。

高齢者の疾病の重症化予防や早期発見を目的に、現在実施されている麻績村の各種検診には、特定健診のほかがん検診も大腸、肺、子宮、乳房のマンモグラフィー、乳がん超音波検査、膀胱、胃等、なるべく身近で気楽に受診してもらえるように配慮されていることは承知しております。

しかし、脳疾患もがん疾患も再発が重症化に進行するため、高額な治療費になります。成人病予防検診の基準的年齢が40歳から対象になっていることを踏まえ、40歳以上の若年者の健康管理指導や疾病の早期発見のための手段として、ドックの検診も推奨し、受診しやすい好条件を整えることが功を奏し、ひいては医療費の抑制になると考えます。住民に還元できる助成金制度は積極的に有効活用し、医療費削減の取り組みを認識してもらい体制を整えたいかがかと提案します。

まず最初に、村長からの総括的なご答弁をいただき、要旨については、数字的なものも入ると思いますので、一問一答方式で自席で進めさせていただきます。

次に、質問事項2の中学校の統合についてです。

これについても、質問の趣旨を先にお話しいたします。

学校統合問題は、10年前の旧4カ村合併検討当時から大きな課題として検討されており、その後も筑北村、麻績村の2村で組織を立ち上げ、3年以上も時間をかけて検討したにもかかわらず、いまだに進展はなく、その間に在籍していた生徒たちにはどのくらいの教育環境の充実が図られていただろうか。課題があったからこそ検討されてきたにもかかわらず、10年も進展がないまま時間だけが経過することは、教育委員会の大きな責任になると思います。

3年前から実施されている成人式後の懇親会の雰囲気からも、筑北村、麻績村の両村の中学生は、交流会ではよい雰囲気ですけれども、本来なら1校の施設のもとで学習し、巣立ち、

この筑北地域全体の将来を担う子供を育てる義務が大人にはあると考えます。現状がただただ続くことは、ますます村への愛着や魅力を失い、消滅村になりかねません。

行政執行者、教育委員会はもっと真剣に、住民に理解される行動に努力してもらいたいと思います。

若者定住施策は、永久的なものではなく、常に学校問題は残ると思います。真の意味の若者定住や人口増を考えるならば、もっともっと群を抜いた思い切った新鮮さと都会の住民からも注目される魅力的な教育環境が重要と考えます。

これについても、まず教育長からの総括的な答弁をいただき、要旨については、再質問として自席で行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

坂口議員に確認いたします。総括答弁を求めているわけですね。

○7番（坂口和子君） はい、そうです。お願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうから総括的なお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、脳ドックとPET検診の推奨と補助金についてということでございます。

村民が健康で幸せに暮らしていただくこと、これは誰しもが望むことであり、村はこれを目指して、乳幼児から高齢者までを対象に各種の保健事業や介護予防事業、そしてまたスポーツ健康事業等、これらの充実を図って今いるわけでございます。

近年、村民の健康志向は高まっておりませして、各種事業への参加者も増加しておりますし、特定健診受診率、これにつきましては何と65%を超しておるということでございまして、同規模自治体の平均38.5%、これを大きく上回っておるわけでございます。今後も村民の健康意識がさらに高まるように努めてまいりたいと、こう思っております。

ご質問の脳ドックとPET検診の推奨についてでございますが、必要な方には早期に受けていただいて重篤化を防いでいただきたい、こう願っているわけでございます。また、血液によるがん検診、いわゆる腫瘍マーカー検査、こういったものが最近医学的にも大分進化したしまして、容易にがんの可能性を探るようになってきたということでございますので、こうした検査も受けてほしいと、こう願っております。

脳ドックとPET検診の助成制度につきましては、これは保険者でまちまちであるわけ
あります。今、保険者としましては、政府管掌健康保険並びに組合管掌の健康保険、それか
ら船員保険、それから共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療の各保険者でそれぞれ財
政状況に応じた事業が行われているというのはご承知のとおりであります。当然、被保険者
の掛金、いわゆる保険料ですね、こういったものにも大きく異なっているということである
わけでありまして、国も、今それぞれの保険者が被保険者の健康管理と医療費抑制に努めてほ
しいということで、国もそういったことを求めているということでもあります。

さて、村が保険者となる国民健康保険事業でございますが、この財政状況は大変厳しい。
このことは坂口議員さんも十分ご承知なことだと思います。被保険者の負担、これらについ
ては、保険料の増額をしても、利率を上げて増額にはね返ってこないという非常に難しい
状況にあるわけでありまして、今はまず早期に健全体制に立て直すことが急務になっている
わけでございます。

こういった現状の中で、議員がご提案の新たな補助金の創設、これはできることだったら
したいという思いはあるんですが、今の財政状況の中では大変難しいことではないのかなと、
こう考えておるわけでございます。

現状及び詳細につきましては、住民課長から答えさせていただきます。

それから、学校統合の件について答えさせていただきます。

実は、この質問につきましては、思いは坂口議員さんと同じ思いであるわけでありまして。
長く筑北村と協議をしてきたという経緯の中で、一方的にそのお話し合いが中断になってし
まったと。筑北村さんから、学校統合は筑北村だけで進めていきたいと、一方的な申し出が
あって以来、両村では話し合いがされていないというのが現実であるわけでありまして。

そうしたことから、麻績村では教育委員会で今後の独自の研究に入らせていただいております。
4月1日には、まずは中間答申ということで報告をいただいております。

中間答申では、児童数が減少する中で、今後の教育環境のあり方について、非常に多面に
わたりご提言をいただいております。既に実行に移っている事柄もあるわけ
でございますが、答申内容を最大限に尊重して、より高度な教育環境を目指していかなければ
いけないと、こう考えているわけでありまして。

教育委員会では、最終答申に向けて今検討していただいております。これらの
検討結果を待って、今後の方向を見きわめたいと、こう考えております。

ご質問は、筑北中学校ということであるわけですが、実は、筑北中学校ということになりますと、旧坂井村、いわゆる筑北村坂井地区の皆さんとのかかわりがあるわけですが、坂井地区の保護者あるいは関係する皆さんから私のほうに直接いろいろな思いを伝えていただいていることはございますが、またそういった思いもかなうことができればなという思いはあるわけですが、現在においては、それぞれ独自で研究・検討することになっておりますので、当面その方向でいくということをご理解いただきたいと思います。

教育委員会での研究・検討の状況につきましては、教育長からお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 沢口議員に確認しますが、教育長の総括的な答弁も……。

○7番（坂口和子君） はい、お願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、補足等の部分で行いたいと思います。

学校統合問題につきましては、今の村長よりの答弁でほとんど全て終了しているわけですが、そんな中で、麻績村教育委員会としてということですが、麻績村教育委員会としては、昨年度から12回にわたりまして検討・協議をしまいいり、4月21日に中間答申を出したわけですが。

この中間答申の中でも、麻績村としての今後の教育のあり方、またそんな中で、今後あり方という中でどういうふうに立ち上げてやっていくかということで7項目をお示ししてございます。

教育委員会としては、これを進めていくこととし、そんな中で、先ほど村長が申しあげたとおり、今、筑北村では自分たち独自でやるよという方針を打ち出す中で協議・検討を開始しております。そんな部分を踏まえ、教育委員会では情報収集をする中で最終答申に向けて協議を進めていくという状況でございます。

そんな中でも重要視されている部分で、生徒の減少の現状についてどういうふうにかというわけですが、中間答申の1番目でございます保育、小中一貫教育の実施ということで、これは施設的に一緒にするという考え方ではないんですが、実際には子供の人数が少なくなってくる中で、どのようにしてということで、まず一貫してつながる教育をしていくのがベターだろうということで、そこら辺も進めながらやっていくと。そして2番目

には、コミュニティスクールの確立ということで、地域のみんなで子供たちを守っていくと、育てていくということが大切という方針を立ててございます。

そんな中で、子供たちを見守り育てる中で、少子化対策としていくと。その間には、多分筑北村さんでも結論が出てくるのではないかという部分、そういう情報を得ながら、今後の最終答申に向けての協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ありがとうございます。

村長、教育長、ともに総括的なことを伺いましたので、一つ一つ要旨について細かく質問していきますので、お答えを願いたいと思います。

まず、質問事項1のドックとPETについてに関してですけれども、要旨1の近年5年以内の住民健診、特定健診、がん検診を含んで各種ドックの検診と受診状況と疾病の早期発見をどのように分析していますか。よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 大変申しわけありませんが、国民健康保険の医療費のほうで現況の分析をするしかないわけですが、国民健康保険のほうでは現在のところがん検診についての統計がございません。ですので、今回お答えさせていただくのは特定健診及び人間ドックの数値ということでご了承いただければと思います。

現在、平成26年度のものについてはまだ集計中でございますので、特定健診の実施の状況ですが、平成21年度が59.3%、22年度が65.6%、23年度が65.1%、24年度が64.6%、25年度が67.2%というのがそれぞれの受診率でございます。

ちなみに、大体どのくらいの数かといいますと、25年度の対象者が国保で618人でしたので、その67%ということで、大体そのくらいの人数であるというふうに思っています。

また、この特定健診のうち人間ドックを受診した者は、平成21年度が63人、22年度が69人、23年度が59人、24年度が56人、25年度が61人という結果です。先ほど村長が申し上げましたように、同規模村の特定健診の受診率が38.5%ですので、非常に高い受診率であるというふうに認識しております。

これの関係の今の国保の、逆に受診したほうの状況からの検討結果を見させていただきますと、いわゆる国保の医療費統計中の生活習慣病についての結果であります。未受診者の1人当たりの医療費というのは年々上昇しております。これが約2倍の医療費というふうに

なっております。逆に、健診受診者の医療費は、平成25年度、26年度、同じく今の24年度から比べますと、この部分に関しては約半分の医療費というふうになった統計が出ております。治療中の者についても同様の現象が見られております。いわゆる治療中の者の中でも、健診未受診者よりも健診を受診している者のほうが明らかに医療費の抑制にも改善が見られます。

ということで、長期的な統計を分析する必要というものはあるとは思っておりますが、現在のところ、健診は有効というふうに考えられます。また、その理由の一つとしては、健診受診者はおおむね健康に対する意識が高い方が多いということもありまして、早期受診に積極的であるということも一因であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 健診についての概要は大体わかりました。

それでは、今の疾病の早期発見、早期治療に向けてということの一つに、要旨2番目に挙げた脳血管障害の病状状況と治療費の分析はどのようになっていますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、すみませんね、脳血管障害の発病状況と治療費の分析ということでございますが、国民健康保険のデータベースシステムというものがございまして、そちらのほうの分析によるわけですが、脳血管障害の主な疾病としましては、このほかに原因たる高血圧というものも一応考慮しなければいけないというふうに考えております。

脳血管疾患そのものでは、平成20年は一応60人であったものが、平成25年度が一応56人、平成20年、高血圧全般につきましては232人であったものが、平成25年は一応229人というふうになっています。

それと、これらの者の一番の基礎となる高血圧2以上の者というもので未治療の者が15人、治療中の者が8人というのが、平成25年現在ではなっております。

1人当たりの医療費としましては、脳血管疾患のほうの入院が79万円、これは県下第5位の成績というか、いい意味ではないんですけども、県下第5位でございます。外来としましては、高血圧が2.8万円というふうになっています。これも1人当たりの医療費でございます。平成20年から25年にかけてわずかに減少する傾向にあります。国民健康保険の被保険者につきましても、全般的に減少しておりますので、必ずしも実態的には変化がそれほど大きくはないのかなというふうな気はしておりますけれども、一応これが今の経年のもの

でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 脳血管障害は発病して治療が十分にいかない場合は重症化し、介護保険にもつながるといことがあります。したがいまして、これについては、今も課長の答弁にもありましたように、村民の中に高齢化の中から高血圧の人が多く、それからまだ未受診者の人がいまして、その未受診者の人については再発があったりと、重症化するという傾向があると思います。そのことを踏まえて、ドックのほうのことを提案していきます。

まず、単独脳ドックの検診についての助成の考えですけれども、これは今の脳血管障害の早期発見のためには、現在は脳ドックの受診についての補助金は、セット検診した場合、一般ドックとセット検診した場合、5,000円だけ出ております。しかし、脳血管障害で発病し治療に入ると、今答弁があったように、大きな金額を要します。したがいまして、早期発見のためには、ちょっと助成金を多くしても、大勢の村民の方に受診していただき、そして早期発見につなげたほうが効率的、しかも財政的にもいいんじゃないかと思ひます。一番は、村民の方々の健康管理のためのいい指針になるのではないかと思ひております。

現在、脳ドックの場合5,000円と申し上げましたけれども、普通脳ドック単独で検診すると、大体3万から3万5,000円、少し多いと頸動脈の検診も含めて4万円ぐらいで検診ができると思ひます。そのうちの七、八割の補助金を出せば、2万円、単独脳ドック検診に補助ができないか、そのことをお尋ねいたします。

財政的に、先ほどの総括的な村長の答弁では、非常に厳しい、国保の財政が厳しいということをお言われましたけれども、これは先にとるか、後にとるかということだと思ひます。早期発見して、先行投資して早く治療をすれば医療費の削減になりますので、それから一番は、病気になった人たちの苦しみ、または家族の苦しみ、ひいては介護保険に発展することが予防できると思ひます。1人2万円の補助の計画は不可能でしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、単独脳ドック検診の助成の考え方ということですが、現在麻績村では、先ほど坂口議員のおっしゃられるとおり、年1回、特定健診の延長上での人間ドックの補助金2万円を認めておりまして、そこにオプションとして脳ドックが当然対象になっているわけですけれども、5,000円の加算がございます。先ほど申し上げましたように、60余名ほどの受診がございます。

確かに今のお話のとおりで、早期に1回受診をすると、クモ膜下出血やそれから認知症の

傾向を知ることができるというようなことで、大きなメリットがあるということも存じ上げております。ただ、これを毎年行うのか、例えば間隔をあけて行うのかといったのは、それぞれの状況にもよりますので、早期の受診についてはメリットがあるであろうというふうに思っています。

ただ、現在のところ、さまざまな状況がある中で、村のほうの国民健康保険のほうの一番の課題としましては、一番簡単に予防効果が期待できる、先ほども申し上げましたように、生活習慣病予防に努めた者が特定健診の受診率を上げていく、今の特定健診から医療費抑制につなげていくということが目的でございますので、脳ドックにつきましては、今後の検討課題であろうかなというふうには、事務担当者側のほうでは考えております。

現在、たまたま国保のヘルスアップ事業を利用させていただきまして、データヘルス計画を立てております。平成26年度に全体の総括的な総論の部分を作成し、今年度、各疾病ごとの各論の作成を行います。そこら辺のところの分析を行いながら、実際にどこら辺で脳ドックというものが一番効率がいいのか、それから実際行ったほうがいいものなのか、これで検討課題が上がってくると思いますので、検討としては、その折にというような感じがいたします。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） きょう私が質問に取り上げたのは、これはぜひ来年度から早速実施していただきたいという強い要望があります。

というのは、ころごろ26年度決算書が出ました。その中に、地方消費税交付金が25年度と26年度と比べますと、632万円増加しております。これは、消費税の交付金ですので。消費税というのは、国民全部が負担している福祉に関する負担額だと思います。そのことから考えても、麻績村で脳ドックの、例えば1人2万円補助したとしても、それから今、課長も言われましたけれども、毎年やらなくもいいと思うんです。脳ドックの場合は、脳器質を見るものと脳血管を見るもの、MRI、MRAとそれから頸動脈をやると、これは答弁のように脳器質の場合は認知症の早期発見にもなりますし、それから脳血管の場合は動脈瘤とかか梗塞とかいうものが見られるわけです。

ですから、近隣でも実際に2万円を補助している行政もありますし、麻績村の場合で、今、保健師が3人、つい先ごろの話だと、1人採用予定ということで募集しておりましたので、来年から4人になるんでしょうか。そうすると、やはり保健師というこういう専門職の人が

4人になるということは、3,000人の人口の規模では非常にありがたいことですし、健康に関して力を入れているということはよくわかります。

それから、先日の決算説明のところでもありましたけれども、1人の保健師が約100人の住民の健康、健診結果を担当して、各自訪問しながら指導をしているということで、その効果も出ていることは承知しております。だからこそこの脳ドック単独検診について、1人2万円くらい補助すると、これは六、七割になりますので、3万円の脳ドック単独検診があっても、村で2万円出すから、あと1万円、皆さん個人負担していただいて早期に病気を発見するように努力していただけないかということは、保健師さんのほうで指導するにもいいと思いますし、麻績村が本当に健康寿命の村としてPRするなら、そのくらいの予算はとれないことはないと思いますけれども、村長はどのように考えますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃっている思いは同じであるわけですが、やはり、いわゆる財源といえますか、今経常経費比率につきましても、今回の決算でも多少上がってきているということで、ご指摘もあるわけですが。

こうした中で、経常経費をどうやってこれから縮めていくかということが大きな課題でございますし、それから、これは保険者として、国民健康保険でございますから、国民健康保険の被保険者にだけということになるわけですが、それぞれの個々で、個人個人でぜひ健康意識の高揚をしてほしいという思いをしておりますし、それから、今進めております予防ですね。いろいろな予防について、もっと力を入れていかなきゃいけないこともあるんじゃないかなと。生活習慣病の予防ですね、こういったことにも力を入れていかなきゃいけないと、こう思っているわけです。

それから、先ほど地方消費税のお話でしたが、実は、議員ご承知だと思うんですが、これは地方消費税、今回上がる分が全て保険事業に使うというものではないわけですね。そういったことで、今あらゆる福祉関係の事業費がどんどん伸びている傾向にあるわけでございます。

こうした中で、実は今の皆さんはこれでいいかもしれませんが、こういったツケが必ず将来に残っていくわけですね。そういうことを考えていくと、むやみにどんどん現金給付をふやしていくというのは、非常に難しいということであるわけです。

ですから、私最初に申し上げたように、現時点におきましては、今の国保会計の中でこれをやっていくということは、非常に難しいんじゃないかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） もう一度確認いたします。

そうすると、国保の方々は非常に財政が厳しいということで、どちらかという国保の皆さんは農業、中小企業とか非常に財政力の弱い、そういう人が多いと思います。逆に、企業に勤めている方、または共済の方々は非常に保障されている、健診に対する補助金等も保障されている部分が多いと思います。だからこそ国民健康保険に対する受診者に対しての手厚い、そういう検診への補助、今予防的なものと言われましたけれども、予防的にできる範囲があるかどうかと思うんですけれども、そこは村長自身は脳ドックは受診したことはありませんか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私の個人のことでございますが、私は自分の体は自分で守っていくという思いでありますし、自費をかけて健康維持には努めているという状況でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 脳ドックについては、それではまた検討していただくということを要望にします。

次に、PET検診、これはがんの早期発見についてです。

このPET検診につきましては、がんの種類によっては、確かに発見しにくいものもあります。しかし、再発の早期発見、または種類によっては非常に適しているということになっております。これもPET検診は、実はさっきの脳ドックの3万、4万とは違いまして、桁違いに9万、10万という高額にはなります。しかし、これも今、死亡率一番高いものはがんです。特に、がんの再発によって死亡率が高くなりますし、それから治療費が莫大になります。

ですから、このがんの早期発見を目的にしているPET検診についても、ぜひこれは早期発見のために補助金をということで、これも別にさっきの脳ドックと一緒に毎年受ける必要はないと思うんです。何年に1回かということで、対象は基本健診の40歳以上、特に若年の人のがんの発生については、転移しやすく、しかも治療期間が長くなる。そういうことがあります。医療費の増大にもなりますので、このPET検診についても補助金をと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） おっしゃられるように、PET検診については、がんの早期発見について大変有効なものであるというふうには認識しています。ただ、今、議員のおっしゃられたように、全てのがん発見に有効でないことも事実であり、また、もう一つ、良性か悪性かもこれのみで判定ができないというような事例があるというふうには認識しております。

現在、平成26年5月のレセプト分析によりますと、疾病中にかんのある人、総レセプト件数の中で711件中57件で461万1,730円、医療費の約23%を占めています。生活習慣病での受診者209件で417万8,730円、これもやはり医療費の約2割、20%でございます。あと生活習慣病の重症化の受診者、これが107件で467万2,250円と、やはり医療費の約23%でございます。

当然がんというのは、本人も大変苦しいですし、周囲への影響も大きいものであるというふうに思いますので、本来は余裕があれば、本当にこれがある程度の助成ができるということも大事なことだと思いますが、現在のところ、費用対効果を考慮すると、少し慎重に考えたいかなというふうに考えています。

ちなみに、平成21年から26年までは、麻績村では3人の方がPET検診を国民健康保険の受診をされております。

現在のところは、先ほど申し上げましたように、いわゆる生活習慣病重症化の方々の受診の状況が医療費の23%と、同じくらいの率でありますので、どちらかという、そちらのほうの改善に少し力を注いでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 少し話は飛びますけれども、この創生事業のことに、国のほうでやっているものを含めても、これはやはり医療費の削減ということが非常に大事だと思うんです。健康寿命を延ばし、医療費の削減ということは絶対重要な課題になっていると思います。

ですから、卵と鶏じゃないんですけれども、どちらに先に投資をして、早くいい結果を出すかということ、実際にやってみていませんので、麻績村の場合は、そこをやるという、村長の勇断はないでしょうか。村長自身、PET検診はやったことありますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、個人のことをお答えさせていただきますが、PET検診は毎年行っております。

いわゆるPET検診だけでは不十分であるわけですね。腫瘍マーカーとあわせて検査をす

るとか、腫瘍マーカー検査ですね。こういったものも当然必要だということで、心配なところはやっているわけです。

私が最初に申し上げたように、最初からPET検診ということではなしに、がんの検診であれば、今血液検査で相当のものまでわかるわけでありますので、いわゆる容易にできるものからやっていくべきではないかなと思います。

それから、PET検診につきましても、先ほど術後の転移というようなことをおっしゃられたわけですが、術後の転移等につきましても、これは補助金というよりも医療費の中で対応していただけることでありますし、それから腫瘍マーカー検査等で要するに三角が出た場合には、それをPET検診で検査するというようなこともできるわけでありますから、最初からPET検診ありきということだけで考えても、先ほどから話ししております費用対効果、こういうことを考えれば、いかがなものかなと、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 26年度の決算の中からも、公債費比率が0.8%改善されたということで8.2になっております。こういう努力していることはわかりますので、もう少し財政の使い方について、今のお話のPETについていえば、非常に私もデータで見たり、ネットで見たりとかいうものの情報しか持っておりませんが、発見しやすい、そして有効と言われているものは甲状腺がん、甲状腺もふえております。それから、一番は肺がんです。肺がんが非常にふえております。それから食道がん、それから肝臓への転移、子宮がん、卵巣がん、悪性リンパ腫、これはPET検診が非常に有効と言われております。やはり、一番誰もが気がつきにくいところの病巣を、この検診によって早期発見できれば、本人の苦痛もなく治療が進められていくと思いますし、確かに再発の早期発見については医療費で対応できます。しかし、その医療費もまたたくさん上がっていきます。

ですから、予防予防といいますが、予防の観点の中には、結果を見て指導する、生活習慣病とはいいませんが、結果を見てやるよりは、事前に予防的なものを早く、早期発見する手段を見つけてもらえるように、ここではなるべく早く、いわゆる今言った脳ドック、それからがんの早期発見のPET検診についての補助金の対策をぜひ練っていただきたいということを提案いたします。

時間がありませんので、質問の2に移ります。

教育問題、私も大事に思っておりますので、2に戻ります。

先ほども申し上げましたけれども、中学校の統合については、今もう既に麻績村の場合は筑北中学と一緒にやっているわけですよね。それから、先ほどの村長の答弁にもありましたし、教育長の答弁にもありましたように、筑北村は独自で考えていくと。独自で考えていくということで、向こうの方針に従って、行政のほうはそれでよしとしているのかということが一つ。もう一つは、やはり教育問題は教育委員会が主体で考えるべきではないかと思いません。

この新制度になりまして、今度教育長の任命については、行政の執行者という制度にはなっておりますけれども、現況は今、在任期間は残すということで、今の教育長が在職しておりますし、そういうことから考えると、やはり子供たちの教育問題、学校の教育問題、全ては教育委員会が主体で検討していくべきものじゃないかと思えます。

筑北村の教育委員会と麻績村の教育委員会は、平素どのように会議を連携し、両方の子供たちの教育に対する検討をしているのか答弁を願いたいと思えます。教育長です。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） お答えをさせていただきますが、筑北村と教育委員会等の、改めて統合問題とかそういう問題について会議を開いていることはございません。

そんな中で、筑北中学校は麻績村と筑北村の組合立でございます。定例を毎月1回開いております。そんな中でも、問題が出ればやるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 現に、子供が減少して、確かに部活は両方でやるような苦肉の策はとられております。しかし、子供たちが適正人数の中で教育するというのは、やはりベターな方法ではないかと思えます。教育長は今の中学の適正人数、どのくらいだとお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 適正人数ということでございますが、少なくともできたらクラスマッチができる2クラスはあったほうが良いというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そのことがわかっているのでしたら、ぜひ両村の教育委員会がもっと真剣に、向こうは向こうで聖南中学についても生徒が減少しております。麻績村は筑北中学ということで、坂井村の子供たちと一緒に組合立にはなっておりますけれども、やはり生徒

数は減少しております。

ですから、生徒に関する教育環境については、両村とも、また両校とも全く同じような問題を抱えていると思います。だからこそ保護者の人たちも非常に危機感を感じておりますし、子供たちの教育上の問題でも非常に課題が多いんじゃないかと思います。

学校側ではできるだけのことを考えて、先生方も配慮しやったださっていると思いますけれども、先ほども最初に申し上げましたように、成人式の交流会、1学年、同じ年であれだけの人数が、もし一緒のところで学べたら、もっともっといい環境ができるんじゃないかなと思っていますけれども、私はその保護者の痛みがすごくわかります、女性です。男性の方も当然わかっていると思いますけれども。

ですから、教育委員会が主体で、行政とは異なる方向性が出てもいいと思うんです。一番環境を整えるための考えをもっともっと自主的に出していきたいと思いますが、その考えはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 1点ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今、坂口議員さんのおっしゃっている部分で、中学校の統合問題、これは聖南中学校まで含めた考え方をしているらっしゃるのでしょうか。

〔「そうです、はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（飯森 力君） そういうことですか。わかりました。ちょっと確認をさせていただきました。

麻績村の関係で今お話ししているように、一応筑北村さんでは、教育委員会の関係で交えて、村として学校をどういうふうにするか、統合を一本でやっていくという打ち出し方をしているわけでございます。

そんな中で、麻績村としてもそれに合わせるという状況ではございませんが、村は村としてこういうふうになった場合はこうだよということで中間答申のほうでうたわさせていただきます。

そんな中で、筑北村の教育委員会と独自でということではございますが、筑北村は今のところ行政と一本になって今その状況を進めているわけでございますので、もう少し情報を得る中で、そういう可能性があれば、それもいいかなというふうに感じはいたしますけれども、現状では今の現状でやっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 冒頭に申し上げましたように、4カ村の合併問題の検討会議のときには、もう真っ先に学校統合は必要だということで、そのときは旧4カ村の教育委員会が一同になって、そして学校の統合についても検討されていたと思います。

しかし、その後いろいろな事情があって、そこが中断されていたり、それから先ほど申しましたように、学校統合については、検討されたけれども結論に至っていないというのが現状ですけれども、私が一番申し上げたいことは、教育は行政より優先すということを聞いております。今度制度が変わればどうなるかわかりませんが、やはり教育委員会は子供たちの教育問題を最優先に考えて、どういう環境の中で教育させるのがよいかということをもまず考えていただきたいと思います。

少し話は飛びますがけれども、去年の全国学力テストでは、筑北中学は秋田にもまさるとも劣らないというような、それから県下でも屈指の成績のいいところということで、村長は地区懇談会的时候にも、それから折々にそのことを非常に自負してお話ししてくださいました。しかし、それもそれなりの関係の人たちの努力があったからこそだと思いますし、子供たちの教育環境もある程度整えながらやっているからこそだと思います。これからますます子供たちが減少して小さくなる規模の中で、果たして今の環境が継続されていっていいんでしょうか。そのことを私は強く確認したいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私もこのまま何十年も続くということは感じてはおりません。村長も前々からおっしゃっているように、筑北村はいずれにしろ、将来的には一つだという考え方をしておりますので、そういうこともございます。

それと、筑北4カ村の部分のお話をさせていただいておりますが、それは事務事業の統合の中で、村が一つになるということで合併を進めているという解釈をしておりますので、今の現状とはちょっと違う考え方だと思いますので、そこら辺もひとつよろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それもあったかもしれませんが、やはり単なる事務事業上統合するという考えではなくて、環境をよくするというためには、統合で効率的な学校統合がいいということが判断されていたと思います。単なる事務的な処理のためだけではないと思います。

それから、もう一つ伺いたいのは、10年前の麻績村の自立計画の立てた中には、私も見直してみましたけれども、教育問題が余り入っていないんです。ですけれども、今回、地方版総合戦略が今検討されておりますね。近々に方針が麻績村でも出されると思いますし、それから既に職員間では十分検討されていると思いますけれども、その総合戦略の中には、この教育問題はどのように取り上げていらっしゃるのでしょうか、教育長、お願いします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 総合戦略というか、これから教育の関係につきましては、総合教育の部分で村長部局との調整をする中で計画を立てなきゃいけないということになっております。そちらのほうも、これから今徐々に進めているわけでございますが、そちらが計画が立っていくと、それが1本の教育の柱としてこれからそれに沿って動いていくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 既に検討されているという解釈でよろしいでしょうか。

そうすると、その場合、行政が執行、行政のほうが一リーダーシップをとるということで、教育委員会独自のものよりは行政手腕のほうが強いのでしょうか。これは村長にお伺いしたほうがいいのか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどから教育委員会というお話が出ておるんですけども、教育委員会が教育についてはしっかりやっていただくということなんです、最終的には、その自治体はその地域の教育については責任を持ってやっていくというのが本来の姿ではないかなと、こう思っております。

これからも村あるいは教育委員会ということでなしに、村挙げて教育にはしっかりやっていかなきゃならないと、こう思っております。

それから、先ほどから中学校の統合の話が出ておるわけでございますが、私どもの思いは、村も教育委員会も、この地域の子供たちが一緒に学べる環境、これは目指すべきだという考えはあるわけです。考えはあるわけなんです、まさにこれは結婚と同じでして、相手が乗ってこなければ話ができないわけですね。いずれ私は、この地域は行政も一つになる地域であらうと、そう思っているんです。

ですから、そうなれば、必然的にそうなるであろうと、そう思っておりますが、いずれにしても、次代を担う子供たちにしっかりした教育環境を整えてやりたいと、こうい

う思いであります。

それから、先ほど筑北中学校の成績の話も出たわけなんですけど、実はことしの結果もつい先ほど出たわけでありまして、ことしも全国のトップクラスというようなことで、大変うれしく思っているわけです。これからもこういった教育環境が続いていくことを望みますし、それから、さらに部活等におきましても、中部日本の大会に吹奏楽が長野県を代表して行くというような、こんな立派な成績も出ておるわけでありまして。

これからも子供たちが伸び伸びと学んでいただく環境を、まず麻績として考えなきゃいけない。それから、できれば筑北村とも一緒にやっていきたいと、この思いは持ち続けております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 残す時間少ないものですから、もう一度確認をさせていただきます。

今の村長の考えだと、いつごろどうするという具体的な方向づけが見えていないわけですよ。保護者の皆さんの一番の不安はそこなんです。いつになったら学校をどうしてもらえる、子供たちをどうしていい環境に育てた、学校教育の中で勉強させてもらえるかということだと思っております。

私たちが住民代表ですので、その気持ちは痛いほどわかりますし、その責任はすごく感じております。ですので、なぜそこがうまくいかないか。筑北村さんも自分たちの教育環境については、もう独自で考えるという考え、麻績村も大事だと言っています。両方とも共通した大事な点については一致しているのに、なぜそこがうまくいかないのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それは、議員も十分おわかりのことと思いますが、やはり学校というのは、地域と一体となっているという、この辺にあるわけですね。

それで、今、筑北村さんも筑北村さん独自でやりたいということで進んでおるわけでありまして、実は、関川村長さん、この方針を出してもう既に2年目に入るんですかね。こうした中でも、大変今微妙な時期になっているということではありますが、それだけ難しいことではないのかなと思っております。私も早くそんな時期が来てほしいと、こう願っているところであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私はきょう2つの質問をいたしました。両方とも私としては非常に重要だなという、1番目のドックについては住民の健康に関し、それから健康寿命をつくった村にしたいという考えです。

それから、もう一つは、一番大事な将来を担う子供たちの教育問題です。ぜひこれについては、積極的に教育委員会が主導権を握って両村で検討してもらいたいですし、村長については、両村の村長同士で、もう少し腹を割って具体的に話を進めていって、どこがどうしていけないのか、解決する方法はないのかということを探っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩をとります。

再開は15時ちょうどとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

峰田昶総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） 総務経済委員会に付託されました請願1件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

なお、今回は当委員会においても慎重審議を2日間にかけて行いました。その結果でございます。

第27－4号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める請願については、不採択としました。

日本の安全保障に必要なものは何かを見定め、憲法解釈によって可能かどうかを考えることは当然のことであり、大半の憲法学者や歴代の内閣法制局長官が「違憲」と判断している一方で、法律論だけではなく、世界の現実も見据えると、集団的自衛権や集団安全保障を一切認めないほうが戦争が起こる確率が高くなるというのは、安全保障の常識とも言われています。

戦後70年の節目に当たり、日本国憲法の持つ意義を真摯にかみしめ、不穏な世界情勢の中で、平和であり続けるためには何が必要なのか。我が国の自立と国民の生命・財産を守るためにはどうしたらいいのかを考えなければなりません。また、卓越した外交手腕で他国と平和的友好関係を保つためには何をしなくてはならないのか。我々国民は議論を通じて安全保障について理解・解釈し、分析して活用・応用することが求められています。

世界平和に貢献し、戦争が起こりにくい世界をつくっていくことは、実際に日本の安全をより確実にすることと思います。また、そのことを十分に理解できるように現政権は説明する必要があると思いますので、国会においては、慎重かつ丁寧に審議を進めるべきであると判断し、当委員会ではこの請願については不採択とすることに決定いたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました請願1件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 第27－4号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める請願についてを採決いたします。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第27－4号の請願は不採択としております。

委員長の報告のとおり第27－4号の請願については不採択とすることにご異議ございませんか。

塚原利彦議員。

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

私は、ただいまの委員長報告に反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

3番、塚原利彦です。

ただいま総務経済委員長から報告がありました請願の不採択の扱いにつきまして、私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、国会で審議されているこれら安保関連法案について、これまでの国会論議を通じて見えてきたことが何点かあります。

第1には、現憲法の認めない自衛隊による海外での武力行使が確実であること。

第2には、政府のいう「自衛隊員への危険度は高まらない」といった説明の根拠は全く理解できず、到底納得の得られるものではないこと。

第3には、米軍は、自衛隊に米軍の軍事行動を援助してもらいたいのが本音であること。

第4には、他国への攻撃によって、日本が存立危機事態に陥る状況というのはどういうような場合を言うのか、納得できる説明がないこと。

第5には、多くの憲法学者を初め、最高裁長官もこの法案は違憲であると言っていること。そして、国民の間に反対と不安の声が急速に広がっていること。

このように、今、全国で疑問や懸念、不安や不満を訴える声が渦巻いています。そんな状況下でも、安倍政権は採決を9月中旬にも強行しようとしています。

当麻績村議会では、昨年9月定例会で集団的自衛権行使に関する閣議決定を見直し、十分な国民的議論と国会での慎重審議を求める意見書を提出しており、ぜひここで国に対してしっかりと声を上げるべきだと思います。

こうしたことから、私は麻績村議会としては、本請願を採択し、この法案の廃案・撤回を求める意見書を提出すべきであると考えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ただいま3番、塚原議員より、不採択とするのではなく、採択することを希望する旨の発言が出されましたので、これから討論を行います。

不採択することに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 討論なしと認めます。

これから第27-4号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める請願を採決します。

〔「すみません、不採択と言ったのか、採択と言ったのかははっきりしなかったものですから、私、手を挙げなかったんですけども」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 不採択することに賛成討論ありませんかと言っております。

それで、討論がないので、これから第27-4号 「国際平和支援法案」および「平和安全

法制整備法案」の廃案を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。第27－4号を不採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾岸健史君） 起立多数。

したがって、第27－4号の請願は不採択することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成27年第3回麻績村定例議会第2日目を終了し、散会といたします。

なお、この後、委員会室において全員協議会を行いますので、議員の皆さんはお集まりください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時08分

平成27年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成27年9月11日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成26年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成26年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成26年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成26年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成26年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第 1号 | 麻績村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 2号 | 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 3号 | 手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第 4号 | 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第 5号 | 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第 6号 | 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第16 議案第 7号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第 8号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第 9号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第10号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第11号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第12号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第13号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 同意第1号、同意第2号 一括上程
- 日程第24 同意第 1号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第26 発議第 1号 麻績村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第27 発議第 2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第 3号 議会議員の派遣について
- 日程第29 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員(7名)

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(9名)

村長 高野忠房君 副村長 塚原勝幸君

教 育 長	飯 森 力 君	村づくり推進 課 長	宮 下 和 樹 君
総 務 課 長	柳 原 俊 文 君	振 興 課 長	宮 下 利 秀 君
住 民 課 長	峰 田 江 津 子 君	観 光 課 長	塚 原 敏 樹 君
教 育 次 長	森 山 正 一 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	白 井 孝 夫	書 記	岩 淵 美 奈
--------	---------	-----	---------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第3回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

会議の前に、このたびの台風17号と18号の影響による大きな災害で被災された多くの皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復興を願い、また今なお孤立されている皆さん方、それから不明者の皆様方の一刻も早い救出を願うものであります。また、犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、認定第1号 平成26年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問してください。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 坂口です。

歳出というか、44ページの財産に関するところですけども、行政財産がここにずっと書かれておりますけれども、この中には既に目的と異なって利用されていないもの、または利用できないもの等、負の財産となっているものがあるように思います。

例えば、総合グラウンドの下のテニスコートだとか聖高原ホテルのテニスコート、それから旧植原医院、それから南酪等、これらのものについては今後利用方法、または建造物についてはどのように取り壊しとか必要な使い方をするのか、方針を伺いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 村有財産の中には大きく分けて公用財産あるいは公共用財産、いわゆるこれは行政財産でございますが、こういった行政財産とともに普通財産、こういったものもあるわけでありまして。

おっしゃられるとおり、こうした中にはもう既に現在その使命を過ぎた施設、こういったものもあるわけでありまして。取り壊しが必要なものについては順次取り壊していくというようなことで、これは別荘関係等については今この形で進めておるわけでありまして、そのほかの施設につきましても、機能の代替できるようなものは代替していく、そして、それぞれ整理していきながら、整理できるものは整理していきたいと、こんな考え方で今いるわけでございますが、まだ手入れがつかないというような状況でございます。今後、順次そうした形でやっていかなければいけないと、こう考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それを検討する委員会とか検討する組織とかということがあって、1

年に1回はそれぞれについて検討するというような計画的なものがあるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） そういった委員会はございませんが、庁内では特にこの普通財産であれば処分が楽なんですけれども、そうでない行政財産の中にはそれぞれ手続をしなければいけないというのものもあるわけです。

そういったことを含めて、特に消防の関係でありますとか、それから下水等の関係ですね、いわゆるこういったものについてはそれぞれ手続を踏む。

それから、さらに村だけの判断ではいけない県あるいは国、こういったことも絡むこともあります。そういったことを含めてこれから検討していきたいと、こう考えております。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾岸健史君） 全員起立。

よって全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、認定第2号 平成26年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、認定第3号 平成26年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 坂口です。

先ほどの公有財産と共有しているんですけども、村長もさっき触れられました聖高原の別荘の、特に学校法人の別荘は非常に大きくて処分するにも費用がかかったりすると思えますけれども、そのことについての計画性なんかはありますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 学校法人等の施設につきましては、大変施設的に大きな施設となっております。寄附を受けて取り壊しをするという別荘でございますけれども、順次計画的に解体の方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今、その法人級のものは何棟と把握していらっしゃいますか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 現在2棟となっております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、認定第4号 平成26年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、認定第5号 平成26年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、認定第6号 平成26年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、認定第7号 平成26年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、認定第8号 平成26年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、認定第9号 平成26年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第1号 麻績村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 坂口です。

提示されている条例の第7条の文中ですけれども、2行目のところに別に定める方式により入居者を選定するという文言があります。この別に定める方式というのは、この条例中にあります24条の各住宅に関する条例の入選諸条項かな、あの条例の中にあります、それを準用するという事によろしいでしょうか。

この24条というのの中には公的なものは幾つか、3種類ありますね、麻績村公営のものと、それから特定公共の賃貸住宅と若者と3種類ありますけれども、これは既にもう条例ができておりますので、このできている文中の中のその選定のものを準用するという内容でよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） この内容につきましては、そういったことではなくて複数の応募があった場合ですので、なんていうんですか、選定の基準、いわゆる選定の規約ということになってまいります。ですので、いわゆる抽せんとか、そういったことを別に定めるというものであります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうですか。既にある条例を私見て、その中に幾つか、7項目とか8項目とかその選定条件があったんですね。それを準用することにしてもいいかな。私今ちょっと条例、もうこれ返しちゃったから今持ってないんですけども、それとまた別にそこにはうたわれていないあれですか、抽せんにするということですか。もし抽せんにするということでしたら、はっきりと抽せんにするを読んだほうが、わかりやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） その時々、それぞれのものが場合が出てくるかなという

ふうに予測をしております。今現在では、若者定住促進とか、そういった特殊な要素を含んだものもございますので、それと一緒に解釈を選定をしまえばちょっとまずいのかなということもありまして、別に定めるといふ規則の中で改めて選定基準を設けるといふものがあります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） すみません、もう一度確認します。

そうすると、別に定める方法というのは、別にまだ方法を設けるといふことですか。すみません、そのところがちょっと理解できていないものからです。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） いわゆる選定の基準を別に規則で定めるといふことです。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ということは、条例とは別に規則をつくるということですね。確認です。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） はい。そのとおりであります。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 続いて、同じ16条です。

入居者は、空き家活用住宅の使用について必要な注意を払いというところがありますけれども、実は今の24条のところに出ている3種類ですね、公共とか、その住宅はほとんどが集合住宅式になっておりますので、例えば住宅の周囲の環境整備だとか、そういうことは行われていると思いますけれども、この空き家が個人で、今ちょっと一部語弊があっては失礼かなと思いますけれども、地域おこし協力隊の皆さんのような単身の若い方々が入居しているものについては、実は周囲の住民の方から住宅の周りの草刈りだとか周りの側溝だとかという掃除ができていないということで、そして近くの人が見かねて草刈りを試みたり、隣接している住宅の人が側溝の掃除をしたりしているということを聞いております。

ですから、そのことについて特に若い単身者の場合には入居時に指導していただきたいし、あと見回りもどこかがしていただいて、そして適当な環境整備ができてるように指導していただかないと、周囲の皆さんにも不快な気持ちを与えますし、それから空き家を使うに当たっての常識的な了解を得てもらわないと、これ提供するほうも問題になるんじゃないかと

思いますけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） まずもって、地域おこし協力隊の苦情等、私も個々に来ております。まずもって、協力隊についての指導がなかなか行き届いていない面については本当に大変申しわけなく、その地域の皆様にご迷惑をかけている次第かなというふうには感じております。その点につきましては、本当に申しわけないなというふうに謝罪をさせていただきます。

毎回打ち合わせをする中においては、自分の家の借りている家なんだから、草刈り等の片づけをなさいということで指導はしているんですが、なかなか若い者、特に女性になりますと機械、刈払機をなかなか使えない者も出ておったりしまして、その辺のところを私どものほうで職員が回って草刈りをするというようなこともしております。その辺のところについては、そんなことで今対処をしております。

それと、まさしくこの16条の空き家活用で使用に十分な払い、この正常な状態というふうなことで、周りのそういったことについては指導をして入居をさせていく所存でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の協力隊の皆さん方については男の人も女の人も結構人数がいますので、逆に言うと1年間に時期を決めてとか折々に時期を決めて、複数の人たちが共同で入居しているところの住宅の周りの環境整備をするというような方法は考えられないでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 協力隊の関係につきましては、協力隊のほうにその都度指導をしております。ですので、一番は自分の借りている住宅ですので、しかもそれなりの年齢に至っておりますので、その辺のところは全ての隊員が全てそちらのほうに振り向けるというようなことよりも、やはり自分の借りたところは借りたところとして整理をしていくほうが、その責任かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第2号 麻績村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第3号 手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第5号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 11ページ、歳出のほうの11ページですけれども、企画費のところです。

花屋に関する予算がされておまして、これは国庫支出ということで直接は村のほうへは影響しないということで聞いておまして、初期投資についてはそれでいいと思います。けれども、これから施設の利用だとか、それから管理についての継続的な費用をどうするか計画があるのか、それをまず1つ聞きたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） こういった施設を村で抱えるということになりますと、当然年間の維持経費、こういったものも今後考えていかなければいけないということがございます。

こうした中で、この施設の意義づけでございますが、やはり村の大切な歴史遺産、こんな位置づけで考えていきたいと、こう思っております。そうした中ではある程度の維持費、これは村がご負担していくということは覚悟しているということでもあります。

具体的に幾らかということはまだ積算はしてございませんが、当面ここで光熱費等につきましては予算化させていただいておるわけでございますが、とりあえずとし必要なのは、いわゆるこういった経費については10万円以下であろうと。ですから、年間そう余り大きな額にならないということは考えているわけです。

ただし、今後これをどういう形で公開をしていくか、あるいは非公開にするか、あるいは時期を見た、期間を決めた公開にしていくか、そういうことも含めて今検討をしております

が、できるだけ経費をかけないような形でとりあえず大切に残していきたいという考え方でございます。

ですから、今時点では常に開放ということまではいかないだろうと。ですから、時期を決めて公開、あるいは特別な依頼のあった時に公開、当面そういったことで今考えているわけでありまして。

詳細につきましては、今後積み上げをしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今に関してですけれども、今村長も答弁されたように、本当に麻績村は歴史文化が高いところで、幾つかの重要な施設もあります。前も私一般質問でもしたことがありますし、自分自身もいつも気にかけているんですけれども、観光は村内のそういう名所・旧跡とか今の花屋も含めてですけれども、そういう歴史文化の深い施設の案内をする、よそへ行くとガイドの会という有志の方々の組織があったりして、来村された皆さんにすぐ案内ができたりして、回っていただいてということが活発になされているんですけれども、麻績村はなかなかそれができていないんです。

多分この花屋の今回のときもそうですし、ほかのことも、文化財保護委員の人たちも非常に熱心に年に何回か見られたりして保存を考えていらっしゃると思うんですけれども、そういうガイド、村内の施設のガイドをするという組織を立ち上げるというようなことは行政側では考えていないでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在、村内の名所・旧跡あるいは街道等のご案内でございますが、既に民間の組織でありますNPO法人善光寺街道歩き旅、こちらのメンバーの皆さんがご案内をしていただいたりということはもう既に始まっております。それも、大きな観光業者さん等についても対応させていただいているという現状であります。

また、村としてもそういった皆さんと手を組んでタイアップして、こういった施設もこれから観光の資源としてきちんと位置づけていきたいと、こう思っております。

おっしゃられるとおり、こういったボランティアガイドさんの育成等についても今後さらに力を入れていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第6号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、議案第7号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、議案第8号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、議案第9号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、議案第10号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第20、議案第11号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第21、議案第12号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第22、議案第13号 平成27年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 歳出4ページのところの、これほとんど、やはり平成7年から20年たっているということで、施設の老朽化に伴い何カ所からの工事が出ていると思います。

今後、この施設全体を見直して計画的に修理をしていくとか、それから、ちょっとここと直接関係ないんですけども、加工所みたいなものですね、そういうものの老朽化に伴う改修工事の計画なんかはどこで立てて、どのようにやっていきますでしょうか。

必要に応じたたびに補正補正ということでやっていくのではなくて、逆にきちっと点検するものは点検して、計画的にどこをどう補修していくとか、どういう施設に改修していくかと

ということが計画なされたほうが、これは有効に使えると思いますし事業の運営にもいいと思いますけれども、その考えはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） おっしゃられるとおりであります。

村の施設につきましては、大きく言いますと長寿命化計画と申しますか、長く持たせていくというような計画の中で進めておりますし、それから個々の施設、観光施設あるいは産業施設あるいは生活インフラ、水道下水ですね、いわゆるこういったものについてはそれぞれの所管で計画を持っております。これらは長期計画と申しますか振興計画、こういう中にも組み入れたり、あるいは過疎計画、これらに組み入れているわけです。

観光関係につきましては、今後続いてくるものとしたしましては、観光課で管轄している関係ですね、観光課の管轄としては今回のシェーンガルテン、あるいは聖レイクサイドからの関係、それからさらに今後続いていくのはスキー場の関係ですね。いわゆるこういったものにつきましても、それぞれ今内部では年次計画を持って進めているわけでありまして。

これらにつきましてはの財源につきましても、基金等を計画的に積み立てていくと。こういうことで進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、今後はこういう補正的なものではなくて、当初予算に組んで計画的に予算化するという考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 予算の組み立ては当初で組んだりあるいは補正で組んだり、いろいろ形があると思いますが、いずれにしてもこの事業というのは、今計画と申しますか、予定の中で進めていきたいということでありまして。

例えばスキー場等につきましては、法的に何年というようなことが決まっている部分もありますし、それから老朽化の進行状況によって1年延ばそうとか、もう半年とか、いわゆるそういったことを見てやっているということであるわけでありまして。ですから、予算のタイミングというのははっきり当初とは言えない部分もあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

◎同意第1号～同意第2号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第23、同意第1号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意第2号 教育委員会委員の任命について、以上2議案を一括上程といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、追加2議案、人事案件でございますが、提案理由を申し上げます。

まず、同意第1号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審議委員会委員、桐山義公氏が平成27年9月30日任期満了となることから、麻績村麻8777番地、町田俊男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、任期につきましては3年、平成27年10月1日から平成30年9月30日までであります。

次に、同意第2号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村教育委員会委員の久保田優子氏が平成27年11月4日をもって任期満了となることから、新たに麻績村麻3455番地18、坂野かほり氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、任期につきましては平成27年11月5日から平成31年11月4日であります。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、同意第1号、同意第2号について全員協議会にて議案提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へ移動願います。

休憩 午後 2時15分

休憩 午後 2時22分

○議長（尾岸健史君） それでは、会議を再開いたします。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第24、同意第1号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号に同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第25、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第2号に同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第26、発議第1号 麻績村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

峰田昶総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 昶君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 昶君） では、趣旨説明を行います。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関しては、社会情勢などを勘案しまして、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものでございます。

なお、この件につきましては全国町村議会議長会で設置されている町村議会の制度・運営に関する検討委員会において平成27年5月27日に決定し、都道府県会長会においても承認されております標準議会会議規則の変更に伴うものであります。

ですから、麻績村議会会議規則、昭和32年4月1日会議規則第1号の第2条の1項の次に加えます2項として、議員が出産のために出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができるということでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第27、発議第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

4番、宮下仁雄議員。

〔4番 宮下仁雄君 登壇〕

○4番（宮下仁雄君） 4番、宮下仁雄です。

発議第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書提出の趣旨説明を申し上げます。

政府は今、国会に国際平和支援法法案と平和安全法制整備法案の2法案を提出し、9月中の成立を目指しています。この法案では集団的自衛権の行使を認め、海外での武力行使と一体化した支援を行うことが可能になります。

しかし、いまだに国民に理解できるまでの説明責任が果たされておらず、このまま強硬に抑止力の強化に踏み出すことは大変危険なことです。政府は法案を通すことが目的化しているような印象さえ受けます。会期にこだわり成立を急ぐことは、国民の政治不信がさらに増すことになります。国民の声を真摯に受けとめ、なぜ法案の支持が広がらないのかを踏まえ、国会が国の最高機関にふさわしくこれらの法案が日本国民の生命と安全を危険にさらす可能性がないということを明らかにし、国民の不安を取り除くまで強硬採決することなく徹底的な審議を行うことを強く求めるものであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第28、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第29、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、このたびの台風18号に際し、栃木県、茨城県ほか多くの県で、未曾有の豪雨災害により大きな被害をこうむりました。被災された方には心からお見舞いを申し上げ、また亡くなられた方には心よりご冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復旧をされることを切望するものであります。

さて、9月4日に開会されました第3回麻績村議会定例会におきましては、平成26年度決算認定を初め、条例の改正、制定、平成27年度一般会計及び特別会計の予算補正、人事案件等の議案を提出させていただきました。

これら全議案について慎重にご審議を賜り、原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、職員ともども全力で当たらせていただきます。

一般質問におきましては、今日の課題や将来の村づくりに向けて、貴重な事項など真剣に論議をさせていただきました。また、多くの貴重なご提言も頂戴いたしました。このことにも重ねて感謝を申し上げます。

監査委員会からのご意見にもございましたが、今後とも健全な財政運営に配慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、元気で希望の持てる麻績村づくりに努力してまいります。

いよいよ行政では上半期を終えて、今年度の締めくくりと来年度へ向けての準備と、重要な下半期を迎えます。職員一丸となって麻績村のさらなる発展へ向けて努力してまいりますので、議員各位には引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、今期定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成27年第3回麻績村議会定例会を閉会といたし

ます。

なお、会議終了後、打ち合わせ会議を開催いたしますので、議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

長期間、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 2時35分